

平成 26 年度～平成 31 年度

習志野市地域福祉計画（案）

（パブリックコメント用）

平成 26（2014）年 3 月

習 志 野 市

パブリックコメント用 習志野市地域福祉計画（案）
実施期間 平成 26 年 1 月 6 日～平成 26 年 2 月 5 日

目 次

序 論

第 1 章 地域福祉計画の策定にあたって.....	3
第 1 節 策定の趣旨	3
第 2 節 地域福祉のあり方	5
第 2 章 計画策定の基本事項.....	7
第 1 節 計画の位置付けと期間.....	7
第 2 節 計画策定の経過.....	10
第 3 節 計画の進捗管理について.....	12

総 論

第 1 章 習志野市の福祉を取り巻く状況.....	15
第 1 節 習志野市の概況.....	15
第 2 節 地域福祉の現状.....	20
第 3 節 地域福祉を取り巻く本市の課題.....	35
第 4 節 計画推進者の役割.....	39
第 2 章 計画の基本姿勢.....	41
第 1 節 計画の基本理念.....	41
第 2 節 計画の基本目標.....	42
第 3 節 施策の体系	43

各 論

基本目標 1 自ら考え、地域社会に参加できるまち	47
第 1 節 適切なサービス利用と自立の促進	47
第 2 節 広報、情報の受発信と福祉情報の共有	50
第 3 節 きめ細かな相談支援体制の整備	53
第 4 節 社会参加と生きがいづくり	57
基本目標 2 認めあい、支えあい、助けあえるまち	60
第 1 節 地域交流とふれあいの場づくり	60
第 2 節 地域の見守りと子どもの健全育成	63
第 3 節 市民協働と地域課題の共有	66
第 4 節 権利擁護と福祉・人権教育の推進	70
基本目標 3 安全で安心して住み続けられるまち	74
第 1 節 地域のニーズに対応したサービス提供の促進	74
第 2 節 地域の防災・防犯体制の推進	77
第 3 節 施設と生活のバリアフリー化	80
基本目標 4 とともに生きる社会を推進する担い手が育つまち	84
第 1 節 地域福祉を推進する人材の育成	84
第 2 節 福祉意識の啓発・周知の推進	87

資料

序 論

- 第 1 章 地域福祉計画の策定にあたって
- 第 2 章 計画策定の基本事項

パブリックコメント用 習志野市地域福祉計画（案）
実施期間 平成 26 年 1 月 6 日～平成 26 年 2 月 5 日

第 1 章 地域福祉計画の策定にあたって

第 1 節 策定の趣旨

人は誰しも、住み慣れた地域で人と人との絆を深めながら、心身ともに健やかで、笑顔に満ちた生活を送りたいと願っています。この願いを実現するためには、年齢、性別、あるいは障がいの有る無しにかかわらず、皆地域の一員として社会参加を続けることができる包容力のある地域、他人を受け入れるやさしさのある社会を醸成していかなければなりません。

少子高齢化、情報化、核家族化等を背景とした価値観の多様化が進む中、平成 20（2008）年のリーマン・ショック以後の経済不況の影響を受けて貧困や格差が広がり、社会の仕組みから取り残されていく人たちの問題が深刻化しています。

本市においても、引きこもりや自殺、ドメスティックバイオレンス（DV）、児童・高齢者・障がい者に対する虐待等、人と人とのつながりの希薄化に端を発する新たな課題や、単身高齢者・ひとり親世帯、離職・就職難による生活困窮者世帯等の増加がみられています。

これらの問題には公的機関が提供する社会保障、すなわち社会的な援護を要する限られた人を対象にした福祉サービスの提供だけでは解決が難しい面があります。一定程度の生活水準を保てる社会保障制度が不可欠であるだけでなく、一人の人間として自分の存在価値を尊重され、自らの役割と居場所が認められる社会環境をつくりだしていくことが必要になってきています。

そのために、社会的に弱い立場にある人の人権を守り、地域の一員として包み、支えあい、あらゆる人の存在価値を認める「ソーシャル・インクルージョン（社会的包容）」に向けた取り組みを、地域住民の皆さんとともに進めることが喫緊の課題となってきているのです。

誰もが持つ、固有の人権と尊厳が守られるためには、同じ地域で生活する人たちの相互理解と協力に基づく地域の基盤整備が重要です。地域福祉計画とは、このような地域住民同士のつながりを創り、人と人との支えあいに基づく地域住民の皆さんと行政との協働のまちづくりに取り組もうとする計画です。

本市では、市民一人ひとりが自分の居場所や役割を得て、やさしさでつながる心豊かなまちを目指して、地域全体で主体的に課題解決に取り組む「習志野市地域福祉計画」を策定しました。

計画策定にあたっては、本市の地域福祉の実情に根差した計画とするため、本市の地域活動に必要な町会・自治会・管理組合（以下「町会・自治会等」）、社会福祉協議会をはじめとする関係団体の意見をいただき、策定作業を進めました。そして、多くの市民、関係者の議論の中から、市民、町会・自治会等、福祉団体・事業者、社会福祉協議会、そして行政それぞれの地域福祉社会構築に向けた役割を明確にして、本計画に盛り込みました。

さらに本計画は、平成 26（2014）年度から平成 31（2019）年度までを計画期間とする本

市の福祉に関する総合的な計画として、習志野市基本構想・基本計画の推進計画として位置付けるとともに、保健福祉分野の個別計画である高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障がい者基本計画・障がい福祉計画等の上位計画として、また関係する諸計画を含めて、本市の福祉施策全体の目的や全体像を明確にしたものです。

第 2 節 地域福祉のあり方

1. 地域福祉の担い手

地域福祉とは、それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう、地域住民や社会福祉関係者が、お互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方です。多くの深刻な生活課題に直面している今日、本市では地域福祉を推進するために、地域の実情を最もよく知る住民の力（自助）、住民同士の相互扶助（共助）、さらに公的な制度やしきみ（公助）の連携が不可欠です。

地域は、社会との最初の接点であると同時に、お互いの顔と名前がわかる密度の濃い関係性を有しています。「生活に困った人がいるらしい」、「あの公園には、夜な夜な若者が集まっている」、「学校周辺に不審者と思われる人がいる」、「子どもの激しい泣き声がする」等の情報提供は、お互いが助けあいながら安心して生活したいと願う、地域住民の主体的な取り組みです。地域には地域の人にしかわからない情報がたくさんあります。地域の力を重視し、自助・共助・公助の精神によってつながる人々の絆は、やさしさでつながる協働のまちづくりを後押しする重要な要素となります。

協働の基盤となるのはこのような地域社会の豊かな絆、人間関係の密度です。豊富な絆を持つ地域では、様々なかたちで協働が進み、地域に居場所や役割を見出して助け合う人々が増えます。絆はコミュニケーションにより強化され、拡大し、思いもよらないかたちで波及し、さらに膨らみ、効果を生むという性質があります。地域における相互の信頼感や心の支えを重視し、関係者とともに地域課題を解決する協働のしきみは、優れた地域組織の形成につながるものです。

本市においては、平成 21（2009）年度に策定された市民協働基本方針に基づき、市民協働施策を展開してきました。さらに平成 26（2014）年度より推進する習志野市基本構想においても、協働型社会の構築を位置づけています。

本計画においても、これまでに培った市民協働の実績、精神を生かし、自助・共助・公助による市民協働を基本とする地域福祉を推進します。

2. 包容力のある社会の構築 ～ソーシャル・インクルージョン～

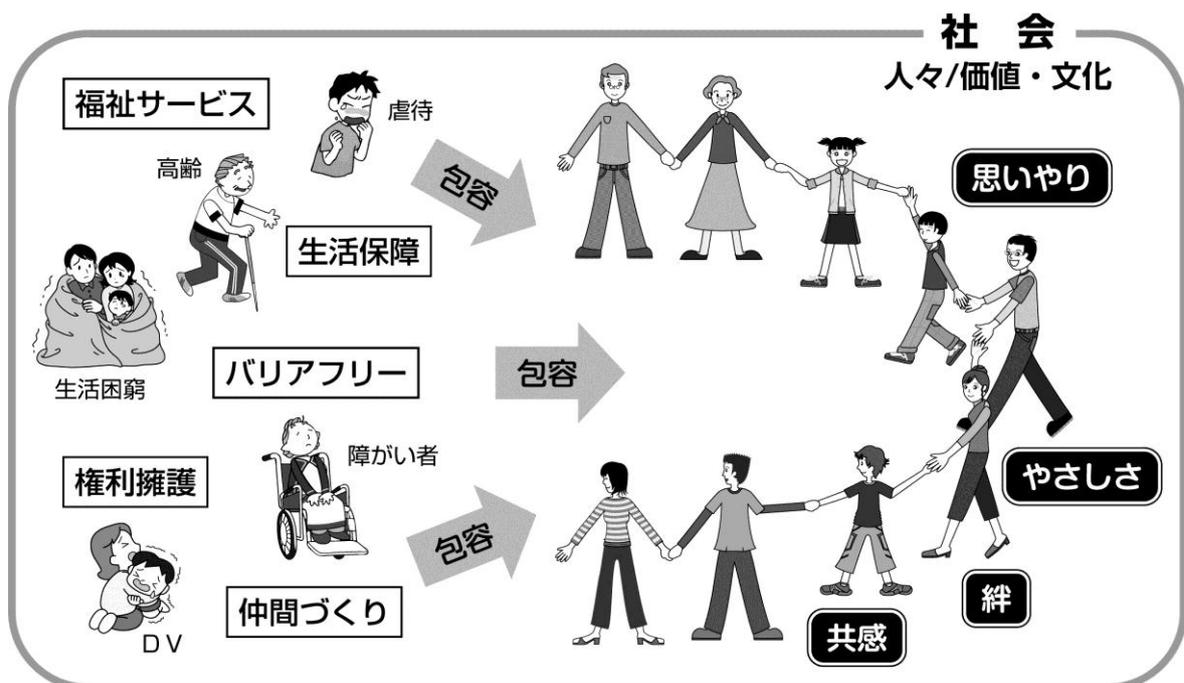
ソーシャル・インクルージョン（社会的包容）とは、すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み、支えあうという理念です。

社会的に弱い立場に置かれ、基本的な生活基盤の維持が難しい人は、時と場所、場合に応じて態度や服装等を使い分け、活動の場に移動して、人と交流することに支障をきたす場合があります。徐々に人とのつながりが希薄になって、社会参加の機会も失われがちになります。また精神的なゆとりを維持することが難しくなり、次第に意欲や自尊心も失われ、社会から孤立していくと言われます。この現象を「社会的排除」と言います。

社会的排除は、金銭面や物的な不足、または障がい等があるために、「自然の成り行き」で人とのつながりも薄くなっていくと考えられがちです。また社会的に孤立してしまった人や支援が受けられない人の「個人的な問題」に帰結されることも多いのですが、そのようなことではありません。

社会的排除が起きる背景は、むしろ社会の側が作りだしていると言われていています。社会の仕組みや制度そのものが、意図しない状況の中で人々を排除の方向に向かわせている様々な現象に気付くことが重要であり、これらの事実関係をていねいに検証し、改善を図る取り組みが求められます。

現行の社会保障制度では、社会的排除を招く様々なリスクに対応していくことには限界があります。地域福祉の視点では、地域に住む人々の絆を深め、関係性の密度を高めて、孤立しがちな人々をあたたく見守る意識を醸成するとともに、地域関係者の能動的なパートナーシップによる環境づくりが必要です。また一番苦しい人に焦点を合わせ、これらの人々が自らの居場所や役割を見出すことができるよう、様々な事情を抱えた個々の人々に応じた配慮や既存のしくみの改善等に積極的に取り組むことが重要です。



ソーシャル・インクルージョンのイメージ

第 2 章 計画策定の基本事項

第 1 節 計画の位置付けと期間

1. 計画の位置付け

(1) 法的位置付け

本計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」として策定します。
市町村地域福祉計画は、地域福祉の推進に関する事項として以下の事項を一体的に定める計画とされています。

- ① 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ② 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ③ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

さらに、厚生労働省の策定指針により下記の事項を、計画に盛り込みます。

- ④ 地域での要援護者に係る情報の把握・共有、安否確認方法（平成 18（2006）年通知）
- ⑤ 高齢者等の孤立の防止を踏まえた有効な対応（平成 22（2010）年通知）

(2) 他機関の策定する計画との関係

【千葉県 地域福祉支援計画】

都道府県は、社会福祉法第 108 条に基づき、市町村地域福祉計画の達成のため、広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として「都道府県地域福祉支援計画」を策定することとされています。

千葉県は、現在、「互いに支えあい、安心して暮らせる地域社会を目指して」という理念を掲げる「第二次千葉県地域福祉支援計画（一部改定版）」に基づき、地域福祉の拠点としての役割を担う特別養護老人ホームへの支援や、子育て支援を図るため、子どもの一時預かりや病児・病後児保育等の市町村の事業に対する補助等、市町村の地域福祉の支援にかかる様々な取組みを進めています。

【習志野市社会福祉協議会 地域福祉活動計画】

地域福祉活動計画は、社会福祉法第 109 条に基づき地域福祉の推進を図る公共性・公益性の高い社会福祉法人である市区町村社会福祉協議会が策定する活動計画です。これは地域住民や社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を営業者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とする実践的な計画です。

一方、地域福祉計画は、市町村の基本構想を踏まえ、市町村の福祉のあり方や方向性を示す計画で、地域住民に身近な市町村が、住民等の参加を得て、支援を要する人の生活課題の

解決を図るため、具体的な仕組みや取組みを定めるものです。

従って、地域福祉の推進する基盤や体制について定めた地域福祉計画（市町村が策定）と地域福祉を実行するため、地域住民の活動の方向性を示した地域福祉活動計画（市区町村社会福祉協議会が策定）は言わば車の両輪であり、市と社会福祉協議会の双方が補強・補完し合いながら事業を展開する上で、両計画はその指針となるものです。

（３）他の計画との関係

本計画は「習志野市基本構想・基本計画」を上位計画とし、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉等の個別分野を束ねた福祉分野に関する総合的な計画とします。

習志野市基本構想（抄）

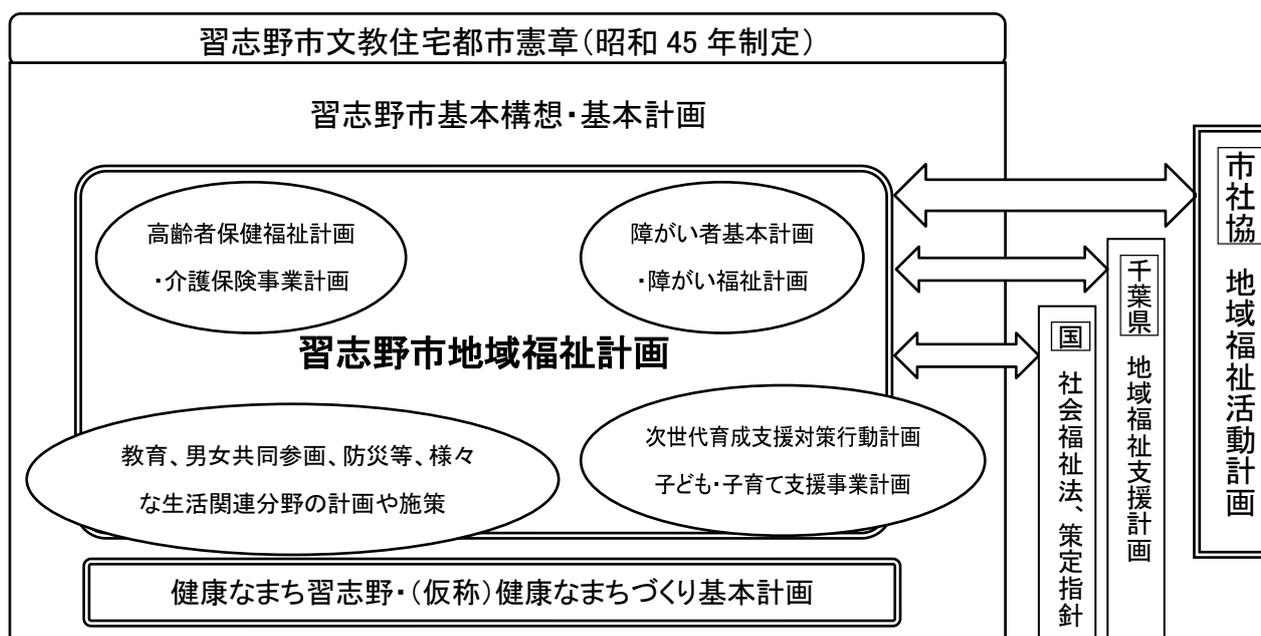
まちづくりの方向性

第1節 「誰もが健康を維持できる保健・医療・福祉の充実」

全ての市民が、住み慣れた地域で心身ともに健やかに、笑顔に満ちた生活を送るためには、年齢・性別・障がいの有る無しにかかわらず、皆地域の一員として居場所を得ながら、自信と誇り、生きがいを持って社会参加を続けることができる共生社会を醸成していかなければなりません。そのために、必要な福祉サービスの内容と、提供体制を示した地域福祉計画に基づき、社会的に弱い立場にある人たちの人権を守り、地域の一員として包み、支え合い、あらゆる人の存在価値を認める取組みを地域住民とともに進めます。

また、横断的な観点から捉えて、地域福祉とそれに関連する各計画との整合及び連携を図ります。

なお、地域福祉を推進する上で、住み慣れた地域で心身ともに健やかに生きることは基本であることから、福祉と密接な関連分野である健康分野の計画「健康なまち習志野」、「（仮称）健康なまちづくり基本計画」は、本計画と支えあうものとして位置づけます。



市社協：習志野市社会福祉協議会

2. 計画の期間

本計画の実施期間は、本市の長期計画（前期基本計画）に合わせ、平成 26（2014）年度から平成 31（2019）年度までとし、長期計画の見直しとともに、改訂を行うこととします。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
習志野市基本計画	前期基本計画					
地域福祉計画（本計画） （社会福祉法）	第 1 期計画					
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 （老人福祉法、介護保険法）	第 5 期計画	第 6 期計画			第 7 期計画 （～32 年度）	
障がい者基本計画 （障害者基本法）	第 3 期計画				第 4 期計画 （～35 年度）	
障がい福祉計画 （障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）	第 3 期計画	第 4 期計画			第 5 期計画 （～32 年度）	
次世代育成支援対策行動計画 （次世代育成支援対策推進法）	後期計画	「子ども・子育て支援事業計画」へ移行				
子ども・子育て支援事業計画 （子ども・子育て支援法）		第 1 期計画				
教育基本計画	平成 26 年度～平成 31 年度計画					
男女共同参画計画 （男女共同参画社会基本法）	第 2 次計画					
地域防災計画 （災害対策基本法）	平成 25 年度修正（状況により、適宜改訂を行う）					
安全で安心なまちづくり基本計画 （習志野市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例）	基本計画	（改訂予定）				
バリアフリー基本構想 （高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）	第 2 期計画（～37 年度）					
産業振興計画 （習志野市産業振興基本条例）	第 2 期計画	第 3 期計画				
健康なまち習志野 （健康増進法）	第 3 期計画	「（仮称）健康なまちづくり基本計画」へ移行				
市社協 地域福祉活動計画	第 4 期計画	第 5 期計画				
千葉県 地域福祉支援計画 （社会福祉法）	第 2 期計画	第 3 期計画				

市社協：習志野市社会福祉協議会

第 2 節 計画策定の経過

1. 「地域福祉計画策定市民検討委員会」による検討

本計画の策定にあたっては、「地域福祉計画策定市民検討委員会」において、全 5 回にわたって審議していただき、意見をいただきました。

この委員会は、地域住民・福祉保健医療関係者・福祉関係団体・学識経験者の代表 9 人で構成されています。

2. 福祉関係団体等及び関係各課ヒアリング

本計画策定の基礎資料とするため、本計画の趣旨及び基本理念、基本目標の考え方を踏まえ、以下の福祉関係団体の抱えている現状課題、地域福祉を推進する上での行政や他団体に対する要望等のヒアリングを行いました。

また、本計画と関係する諸計画の所管課を中心に、同様のヒアリングを行いました。

福祉関係団体等
母子保健推進員の会
社会福祉協議会
人権擁護委員協議会
民生委員児童委員協議会
高齢者相談員協議会
障がい者自立支援協議会

市の関係各課
企画政策部 危機管理課
市民経済部 商工振興課
市民経済部 男女共同参画センター
都市整備部 都市計画課
こども部 こども政策課
教育委員会 学校教育部 指導課
保健福祉部 高齢者支援課
保健福祉部 障がい福祉課

3. アンケートの実施

地域福祉推進のために必要と考える取組みを伺うため、「2」のヒアリングを行った福祉関係団体以外の福祉関係団体に対してアンケートを行いました。

※ 習志野市地域赤十字奉仕団、習志野八千代保護司会習志野支部、習志野市肢体不自由児・者父母の会あじさいの会、習志野市自閉症協会、習志野市身体障害者心和会、習志野市聴覚障害者協会、習志野市視覚障害者福祉協会、習志野市手をつなぐ育成会、千葉県オストミー協会、習志野ダウン症児・者親の会あひるの会、習志野・八千代心の健康を守る会、習志野障害者ネットワーク、習志野市あじさいクラブ連合会（老人クラブ）、（福）習愛会、（福）清和園（セイワ習志野、ゆいまーる習志野）、（福）慶美会、（福）旭悠会、（福）江戸川豊生会、（福）豊立会

4. 「地域福祉計画策定庁内検討委員会」、「地域福祉計画策定作業部会」での検討

地域福祉計画を策定するにあたり、骨子案の作成及び庁内における調整を円滑にすすめるため、各部の次長及び次長相当職を委員とした「地域福祉計画策定庁内検討委員会」を設置し、検討しました。

また、「地域福祉計画策定庁内検討委員会」の具体的な事務処理を行うための補助機関として、「地域福祉計画策定作業部会」を設置し、作業を進めました。

5. パブリックコメントの実施

より多くの市民の皆様からの意見を反映させるため、平成 26 年 1 月 6 日から平成 26 年 2 月 5 日までパブリックコメントを実施しました。なお、いただいた意見の概要とこれに対する市の考え方は、ホームページ等で公表しました。

6. 「福祉問題審議会」への諮問

以上の経過を経て、本計画案を「福祉問題審議会」において審議していただき、諮問し、平成 26 年 月 日答申をいただきました。

第 3 節 計画の進捗管理について

1. 計画内容の周知徹底

地域福祉の推進には、地域に関わるすべての人が連携・協働しながら地域福祉を育むことが大切であり、それには一人でも多くの市民に本計画の基本理念や基本目標と一人ひとりの役割を知っていただき、地域福祉に対する理解を広げていかなければなりません。

このため、本計画の内容を市の広報紙・ホームページ等を活用して紹介するとともに、本計画を社会福祉協議会、福祉団体・事業者、地域等に配布し、積極的な周知を図ります。

2. 計画の推進組織

本計画は、策定された後も市民及び関係組織等に十分周知されているか、計画に従って施策が確実に遂行されているか、十分な効果を上げているか等、実行性及び達成度をチェックし、適宜見直していくことが必要です。

（1）庁内関係各課による進捗管理及び評価

高齢者福祉・障がい者福祉・子育て施策・教育施策・防災等の関連計画を所管する関係各課において、計画の進捗管理及び評価を実施します。その評価報告、課題等を取りまとめ、進捗管理とします。

（2）習志野市福祉問題審議会

第三者による本計画の評価は、「習志野市福祉問題審議会」において報告・審議します。

総論

- 第1章 習志野市の福祉を取り巻く状況
- 第2章 計画の基本姿勢

パブリックコメント用 習志野市地域福祉計画（案）
実施期間 平成 26 年 1 月 6 日～平成 26 年 2 月 5 日

第 1 章 習志野市の福祉を取り巻く状況

第 1 節 習志野市の概況

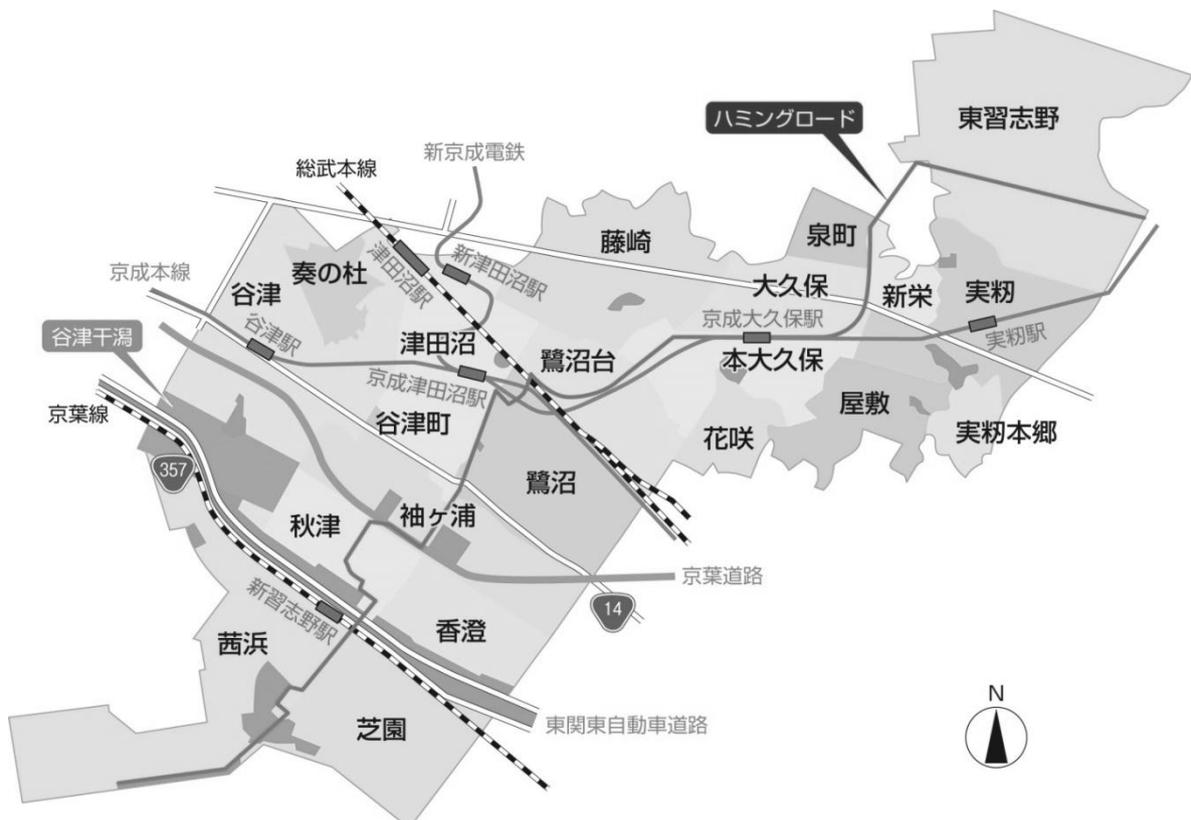
1. 習志野市の沿革

本市は、昭和 29（1954）年に津田沼町を中心に市制を施行し、人口 30,204 人、面積 17.66 km²を有する都市として誕生しました。

その後、昭和 41（1966）年、51（1976）年の埋立事業にともなって市域が拡大し、それらに伴う住宅団地開発が行われる中、学校、幼稚園や社会福祉施設等公共施設の整備を進める等、教育、福祉及び文化の振興、住環境の保全等に力を注ぎ、昭和 45（1970）年にはまちづくりの基本理念として「習志野市文教住宅都市憲章」を制定しました。

昭和 60（1985）年代以降は、JR 京葉線の開業等によって、急速に市街化が進展し、住宅都市として発展する中で、都市計画道路や公園、下水道といった都市基盤に重点を置いた整備を進め、さらには習志野緑地の整備や谷津干潟のラムサール条約への登録をはじめとする環境の保全等にも努めてきました。

現在、市域面積は 20.99 km²と県内市町村で 4 番目に小さな自治体となっていますが、市内には多くの駅が存在することから、鉄道の利便性に優れており、また、国道や高速道路（京葉道路、東関東自動車道）、路線バス網も概ね整備された地域となっており、都市近郊でありながら、豊かな自然を残した住環境にやさしい地域となっています。



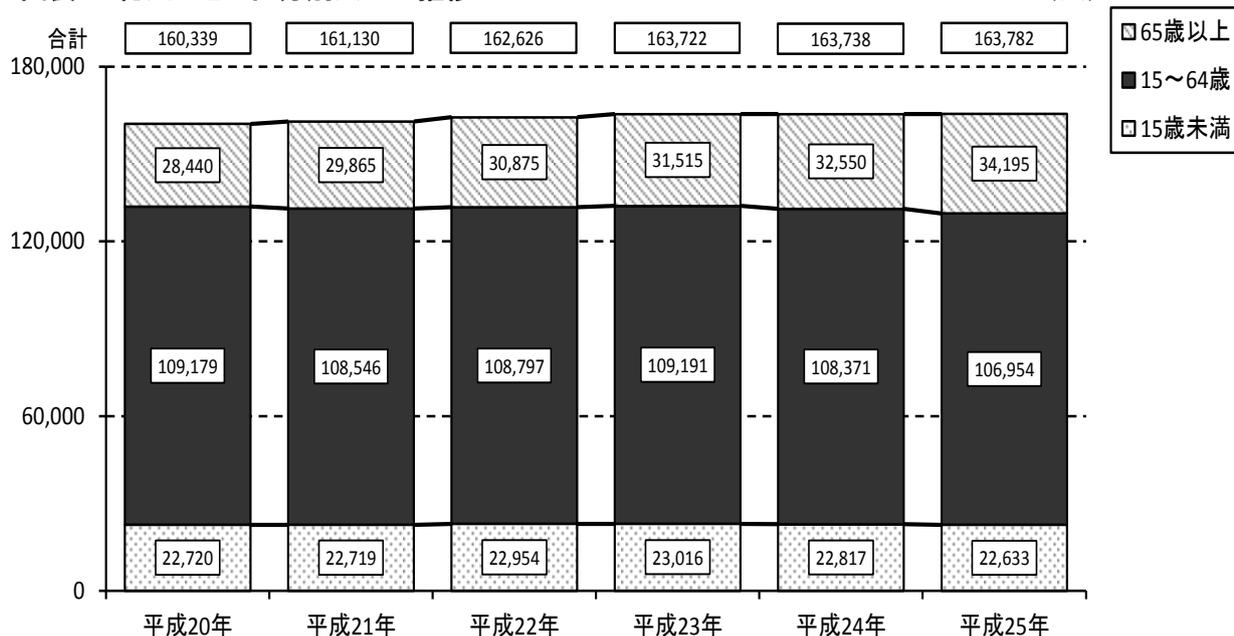
2. 人口及び世帯の状況

（1）総人口と3区分別人口

本市の総人口は、平成 20（2008）年に 160,339 人でしたが、平成 25（2013）年には 163,782 人と 3,443 人増加しています。

人口3区分別にみると、高齢人口は 5,755 人増加し、3.1 ポイントの増加となっている一方、生産年齢人口は 2,225 人減少し、2.8 ポイントの減少、年少人口は 87 人減少し、0.4 ポイントの減少となっています。

図表-1 総人口と3区分別人口の推移 (人)



資料：習志野市「住民基本台帳」(各年 3 月 31 日現在)

※ 人口 3 区分は年少人口(0 歳～14 歳)、生産年齢人口(15 歳～64 歳)、高齢人口(65 歳以上)を指す。

※ 平成 24 年 7 月 9 日に外国人登録法が廃止されたことに伴い、同年 7 月分より住民基本台帳人口に外国人人口を含めている。従って、平成 24 年 6 月以前についても外国人人口を含めて算出している。

図表-2 人口構成割合の推移 (%)

区分	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
6 5 歳 以 上	17.7	18.5	19.0	19.2	19.9	20.9
1 5 ～ 6 4 歳	68.1	67.4	66.9	66.7	66.2	65.3
1 5 歳 未 満	14.2	14.1	14.1	14.1	13.9	13.8

資料：習志野市「住民基本台帳」(各年 3 月 31 日現在)

図表-3 町名別人口の推移

(人)

町名	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	対平成20年比
	茜 浜	31	33	23	21	24	
秋 津	7,416	7,306	7,340	7,236	7,098	6,941	△475
泉 町	3,348	3,299	3,248	3,166	3,079	2,916	△432
大 久 保	9,063	9,292	9,383	9,359	9,276	9,286	223
香 澄	6,851	6,885	6,825	6,754	6,651	6,555	△296
奏 の 杜	—	—	—	—	—	1,061	1,061
鷺 沼	7,560	7,527	7,616	7,650	7,658	7,724	164
鷺 沼 台	5,994	6,268	6,454	6,765	6,748	6,794	800
芝 園	2	2	1	1	2	2	0
新 栄	2,196	2,212	2,168	2,141	2,112	2,095	△101
袖 ケ 浦	12,517	12,511	12,531	12,369	12,244	12,011	△506
津 田 沼	15,830	15,686	15,721	15,972	15,994	15,774	△56
花 咲	4,467	4,454	4,457	4,458	4,514	4,546	79
東 習 志 野	17,074	17,235	18,204	18,893	19,246	19,648	2,574
藤 崎	13,909	14,123	14,376	14,466	14,645	14,712	803
実 籾、実 籾 本 郷	9,946	10,019	10,068	10,061	10,069	9,967	21
本 大 久 保	10,201	10,252	10,251	10,294	10,233	10,081	△120
屋 敷	5,335	5,298	5,225	5,189	5,122	5,045	△290
谷 津	28,112	28,232	28,245	28,439	28,552	28,125	13
谷 津 町	487	496	490	488	471	472	△15
計	160,339	161,130	162,626	163,722	163,738	163,782	3,443

資料：習志野市「住民基本台帳」(各年3月31日現在)

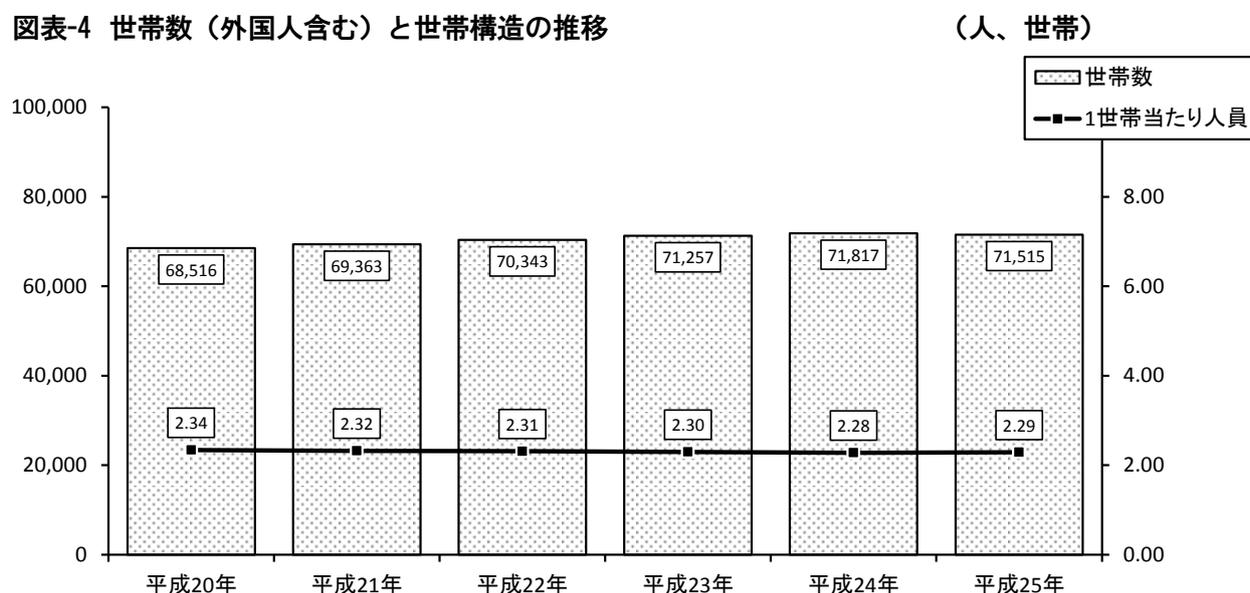
※ 平成24年7月9日に外国人登録法が廃止されたことに伴い、同年7月分より住民基本台帳人口に外国人人口を含めている。従って、平成24年6月以前についても外国人人口を含めて算出している。

※ 「奏の杜」は、旧谷津1、6、7丁目の各一部。

（２）世帯数と世帯構造

本市の世帯数は、平成 20（2008）年の 68,516 世帯から平成 25（2013）年に 71,515 世帯へと総人口同様に増加していますが、世帯数の増加率が総人口の増加率を上回っているため、1 世帯当たり人員は減少しています。

図表-4 世帯数（外国人含む）と世帯構造の推移



資料：習志野市「住民基本台帳世帯」（各年 3 月 31 日現在）

本市の世帯構成は、世帯数が増加傾向にある中で、国勢調査のあった平成 12（2000）年度と平成 22（2010）年度を比較すると単独世帯数が 5,473 世帯、割合で 4.0 ポイントの増加となっています。

一方、核家族世帯の割合は、単独世帯と非親族世帯の増加に伴い、全体に占める割合は減少していますが、世帯数は増加しています。

図表-5 一般世帯に占める世帯構成の推移

（世帯、％）

区分	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年	
	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合
一般世帯	61,133	100.0	64,861	100.0	70,099	100.0
親族のみの世帯	42,584	69.7	44,524	68.6	45,690	65.2
核家族世帯	38,685	63.3	40,734	62.8	42,127	60.1
非親族を含む世帯	278	0.5	416	0.6	663	0.9
単独世帯	18,271	29.9	19,921	30.7	23,744	33.9

資料：総務省「国勢調査」（各年 10 月 1 日現在）

※ 小数点第一位を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

※ 一般世帯とは、施設等の世帯（寮・寄宿舎の学生、病院の入院者、社会施設の入所者、船舶乗務員等）以外をいう。

図表-6 町名別世帯の推移

（世帯）

町名	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	対平成 20 年比
茜 浜	30	32	22	20	22	22	△8
秋 津	2,914	2,902	2,947	2,954	2,936	2,883	△31
泉 町	1,371	1,357	1,345	1,302	1,278	1,232	△139
大 久 保	3,991	4,116	4,206	4,204	4,154	4,100	109
香 澄	2,410	2,453	2,459	2,465	2,467	2,442	32
奏 の 杜	—	—	—	—	—	421	421
鷺 沼	3,316	3,357	3,406	3,419	3,426	3,447	131
鷺 沼 台	2,593	2,699	2,747	2,851	2,847	2,833	240
芝 園	2	2	1	1	2	2	0
新 栄	927	942	926	922	925	915	△12
袖 ケ 浦	5,557	5,588	5,639	5,630	5,627	5,532	△25
津 田 沼	7,235	7,237	7,345	7,546	7,701	7,545	310
花 咲	1,964	1,996	1,990	2,012	2,043	2,044	80
東 習 志 野	7,320	7,437	7,857	8,119	8,262	8,319	999
藤 崎	5,904	5,992	6,116	6,188	6,268	6,287	383
実 籾、実 籾 本 郷	4,374	4,466	4,504	4,535	4,614	4,565	191
本 大 久 保	4,296	4,340	4,395	4,434	4,451	4,404	108
屋 敷	2,171	2,154	2,115	2,105	2,086	2,046	△125
谷 津	11,954	12,104	12,134	12,361	12,520	12,289	335
谷 津 町	187	189	189	189	188	187	0
合 計	68,516	69,363	70,343	71,257	71,817	71,515	2,999

資料：習志野市「住民基本台帳」（各年 3 月 31 日現在）

※ 平成 24 年 7 月 9 日に外国人登録法が廃止されたことに伴い、同年 7 月分より住民基本台帳人口に外国人人口を含めている。従って、平成 24 年 6 月以前についても外国人人口を含めて算出している。

※ 「奏の杜」は、旧谷津 1、6、7 丁目の各一部。

第 2 節 地域福祉の現状

1. 子どもの状況

(1) 出生の状況

本市の出生数は毎年 1,400 人前後となっており、人口千人あたりの出生率は 8.7 前後で推移しています。女性が生涯に産む子どもの平均数である合計特殊出生率は、平成 20（2008）年の 1.22 人から平成 24（2012）年の 1.33 人と微増しています。

図表-7 出生率の推移 (人)

区分	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
出生数	1,415	1,382	1,422	1,427	1,403
出生率	8.8	8.6	8.7	8.9	8.7
合計特殊出生率	1.22	1.22	1.28	1.32	1.33

資料：千葉県「衛生統計年報」

※ 合計特殊出生率は 15 歳～49 歳女性の年齢別出生率に基づき算出されている。単位は便宜的に「人」を用いる。

※ 調査期間は、各年 1 月 1 日～12 月末日まで。

母親の年齢階級別の出生状況では、平成 20（2008）年から平成 24（2012）年までの推移をみると 30 代後半に出産数の増加がみられ、全体として出産の高年齢化の傾向にあります。

図表-8 母親年齢別出生数の推移 (人)

区分	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
15 歳未満	—	1	—	—	—
15 ～ 19 歳	15	12	14	6	7
20 ～ 24 歳	94	98	87	91	61
25 ～ 29 歳	374	355	378	366	379
30 ～ 34 歳	595	571	573	530	541
35 ～ 39 歳	304	300	322	364	348
40 ～ 44 歳	29	45	46	69	67
45 歳以上	4	—	2	1	—
計	1,415	1,382	1,422	1,427	1,403

資料：千葉県「衛生統計年報」

※ 調査期間は、各年 1 月 1 日～12 月末日まで。

（２）ひとり親の状況

ひとり親世帯数は、年々増加傾向にある中で、父子世帯の占める割合は平成 12（2000）年度の 13.5%から、平成 22（2010）年度は 14.3%となっており、父子世帯の占める割合が増加傾向にあります。

図表-9 ひとり親世帯数の推移

（世帯、％）

区分	平成 12 年度		平成 17 年度		平成 22 年度	
	世帯数	割合（％）	世帯数	割合（％）	世帯数	割合（％）
ひとり親世帯	650	100.0	782	100.0	890	100.0
父子世帯	88	13.5	109	13.9	127	14.3
母子世帯	562	86.5	673	86.1	763	85.7

資料：総務省「国勢調査」（各年 10 月 1 日現在）

※国勢調査での「母子（父子）世帯」とは、未婚、死別、または離別の女親（男親）と、未婚の 20 歳未満の子どものみからなる世帯をいう。

（３）教育・保育の状況

① 保育所

本市には、平成 25（2013）年 4 月現在、市立 13 所（こども園 2 園含む。）、私立 3 園の認可保育施設があります。近年の就労状況の変化により、入所希望者が増加しており、待機児童等の問題が顕在化しています。

図表-10 認可保育所の児童数等の推移

（人）

区分	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
入所児童数	1,567	1,582	1,644	1,695	1,781	1,793
定員数	1,585	1,585	1,585	1,605	1,721	1,721
定員に対する入所割合	98.9%	99.8%	103.7%	105.6%	103.5%	104.2%
（参考）待機児童数	18	8	12	38	32	47

資料：こども保育課（各年 4 月 1 日現在）

※ 入所児童数は、管外受託児童を含み、管外委託児童及びこども園短時間児を除く。

※ 若松保育所、袖ヶ浦第二保育所については、平成 25 年度より私立化。

※ 平成 24 年 4 月杉の子こども園開園。

② 幼稚園

本市には、幼稚園 20 園（こども園 2 園含む）があり、そのうち市立として幼稚園 13 園、こども園 2 園を本市が運営しています。

図表-11 幼稚園（私立含む）園児数の推移 (人)

区分	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
幼稚園	2,996	2,932	2,850	2,793	2,714	2,668

資料:こども保育課(各年 5 月 1 日現在)

※ こども園長時間児を除く。

※ 私立幼稚園 5 園を含む。

③ 学校

本市には、小学校 16 校、中学校 8 校、高等学校 4 校、専修学校 6 校、大学 2 校があり、そのうち市立学校は、小学校 16 校、中学校 7 校、高等学校 1 校となっています。

図表-12 学校等の児童・生徒数等の推移 (人)

区分	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
小学校	9,241	9,250	9,343	9,190	9,009	8,887
中学校	4,772	4,827	4,797	4,995	5,131	5,148
高等学校	3,914	4,003	4,170	4,247	4,294	4,218
大学	16,228	16,589	17,290	17,299	16,905	★
計	34,155	34,669	35,600	35,731	35,339	★

資料:千葉県「学校基本調査結果報告書」、千葉工業大学、日本大学(各年 5 月 1 日現在)

※ 私立中学校1校、県立高校2校、私立高校1校を含む。

④ 放課後児童会

本市では、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童の健全な育成と事故防止を図るため、小学校 1 年生から 3 年生までの児童（特別な支援を要する児童については 6 年生まで）を対象とした、放課後児童会を開設しています。

地区により利用児童の増減があるものの、全体としては増加傾向で推移しています。

図表-13 放課後児童会入会児童数の推移 (人)

区分	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
袖ヶ浦西児童会	35	14	28	30	29	29
大久保児童会	82	53	42	38	47	47
大久保第二児童会	—	37	34	30	34	38
鷺沼児童会	48	64	52	24	21	27
鷺沼第二児童会	—	—	—	16	24	29
谷津児童会	33	47	55	49	65	62
大久保東児童会	65	61	42	38	41	38
東習志野児童会	38	58	51	56	59	66
実花児童会	38	46	31	29	26	36
つだぬま第一児童会	31	32	34	35	26	27
つだぬま第二児童会	30	31	35	35	28	26
向山児童会	19	15	19	18	24	28
実籾児童会	43	39	40	38	47	46
藤崎児童会	43	53	57	73	62	62
屋敷児童会	61	60	62	66	70	62
秋津児童会	23	29	30	27	43	39
袖ヶ浦東児童会	26	33	38	48	59	48
香澄児童会	30	32	45	41	45	41
谷津南児童会	46	48	52	39	19	30
計	691	752	747	730	769	781

資料：教育委員会・青少年課（各年 5 月 1 日現在）

※ 「つだぬま第一児童会」及び「つだぬま第二児童会」については、平成 24 年まで「津田沼児童会」及び「津田沼第二児童会」の児童数を記載

（４）子どもの虐待

本市において子どもの虐待として把握している数は、年々増加しています。そのうち心理的虐待は、平成 21（2009）年には 57 件でしたが平成 25（2013）年には 112 件となっており、約 2 倍となっています。

図表-14 子どもの虐待種別数の推移 (件)

種別	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
身体的虐待	63	61	75	84	86
心理的虐待	57	61	55	75	112
ネグレクト	41	35	30	35	52
性的虐待	5	7	3	4	6
不明・疑い	4	2	3	21	12
計	170	166	166	219	268

資料：子育て支援課（各年 3 月 31 日現在）

※心理的虐待とは、子どもの心を著しく傷つけること。（脅迫、無視、DVの様子を目撃させる等）

※ネグレクトとは、保護者としての監護を著しく怠ること。（食事を与えない、家に閉じ込める等）

図表-15 子育て支援相談実施状況 (件)

区分	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
性格・生活習慣等 （知能・言語/心身障がい）	201	139	242	237	181	86
学校生活・不登校/非行	75	50	38	115	158	240
虐待	1,729	2,912	2,995	3,038	3,223	3,817
養育環境等	1,086	2,378	2,826	3,086	2,931	2,058
その他	303	80	175	79	216	144
計(相談件数)	3,394	5,559	6,276	6,555	6,709	6,345
計(相談人数)	321	388	387	478	529	527

資料：子育て支援課（各年 3 月 31 日現在）

※性格・生活習慣等/知能・言語/心身障がい

- ・児童の性格（神経質、わがまま等）や生活習慣（食事、清潔の習慣等）、習癖（つめかみ、夜尿、夜泣き等）に関する相談
- ・児童の知能、言語に関する相談
- ・知的や心身の機能上の障がいのある児童の家庭における養育に関する相談

※養育環境等

- ・児童の養育についての経済的問題や、養育に欠ける、不良な地域環境等、児童の環境条件に関する相談・児童に係る親子関係（虐待を除く）等に関する相談

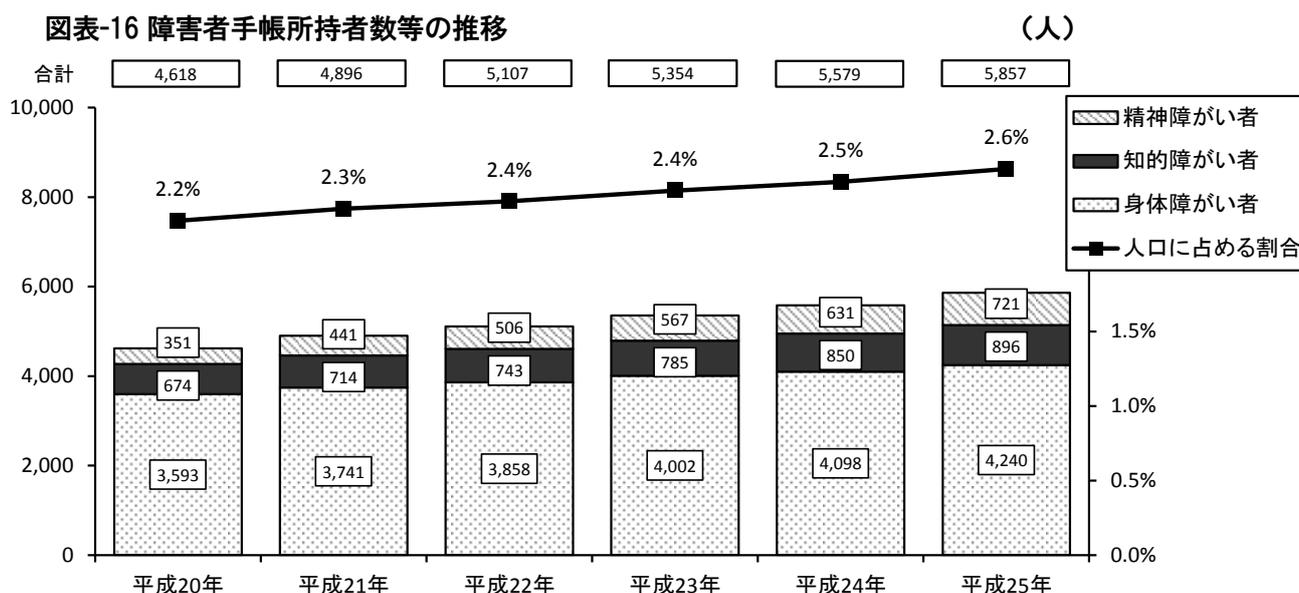
2. 障がい者の状況

（1）障がい者の全体状況

本市の障がい者全体の総数は身体障がい者数が最も多く、平成 25（2013）年の障害者手帳所持者 5,857 人のうち 4,240 人となっています。一方、増加が著しいのは精神障がい者で、平成 20（2008）年から平成 25（2013）年にかけて 2 倍以上増加しています。

また国は、重点的に対策に取り組むべき疾病として、がん、脳卒中、心臓病、糖尿病の「4 大疾病」を指定していましたが、平成 23（2011）年には新たに精神疾患を加えました。

図表-16 障害者手帳所持者数等の推移



資料：障がい福祉課（各年 4 月 1 日現在）

※ 身体障がい者は身体障害者手帳所持者、知的障がい者は療育手帳所持者、精神障がい者は精神障害者保健福祉手帳所持者を指す。

（2）自立支援医療の状況

障害者医療費公費負担は、身体障害者福祉法に基づく「更生医療」、児童福祉法に基づく「育成医療」、精神保健福祉法に基づく「精神通院医療費公費負担制度」と、各個別の法律で規定されていましたが、障害者自立支援法（現在、障害者総合支援法）の成立により、平成 18（2006）年 4 月から、これらを一元化した新しい制度（自立支援医療制度）に変更されました。

図表-17 自立支援医療に係る給付状況（延べ）の推移

(人)

区分	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
更生医療	451	498	580	835	878	906
育成医療	—	—	—	55	51	25
精神通院医療	1,234	1,343	1,436	1,555	1,588	1,716

資料：習志野市健康福祉センター（保健所）、障がい福祉課（各年 3 月 31 日現在）

（３）障がい者の雇用状況

障害者の雇用の促進等に関する法律では、事業主に対して、雇用する労働者に占める身体障がい者・知的障がい者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務づけられています。平成 25(2013)年 4 月 1 日から法改正により雇用率が変更となりました。

図表-18 事業主別法定雇用率 (％)

事業主区分	法定雇用率の変更	
	平成 25 年 3 月 31 日まで	平成 25 年 4 月 1 日以降
民間企業	1.8	2.0
国・地方公共団体	2.1	2.3
都道府県等の教育委員会	2.0	2.2

平成 24(2012)年 6 月 1 日現在の民間企業の障がい者の実雇用率は、市内民間企業が法定雇用率 1.8%（法改正前の雇用率）を上回る 1.89%となっています。

また、市職員の障がい者雇用については、平成 25(2013)年 6 月 1 日現在で法改正後の法定雇用率を若干満たしていない状況です。

図表-19 民間企業の雇用状況及び市職員雇用状況

(％)		(％)	
区分(民間企業)	実雇用率	区分(習志野市)	実雇用率
国内民間企業	1.76	市長事務部局	2.13
千葉県内民間企業	1.71	教育委員会	2.15
市内民間企業	1.86	企業局	2.00

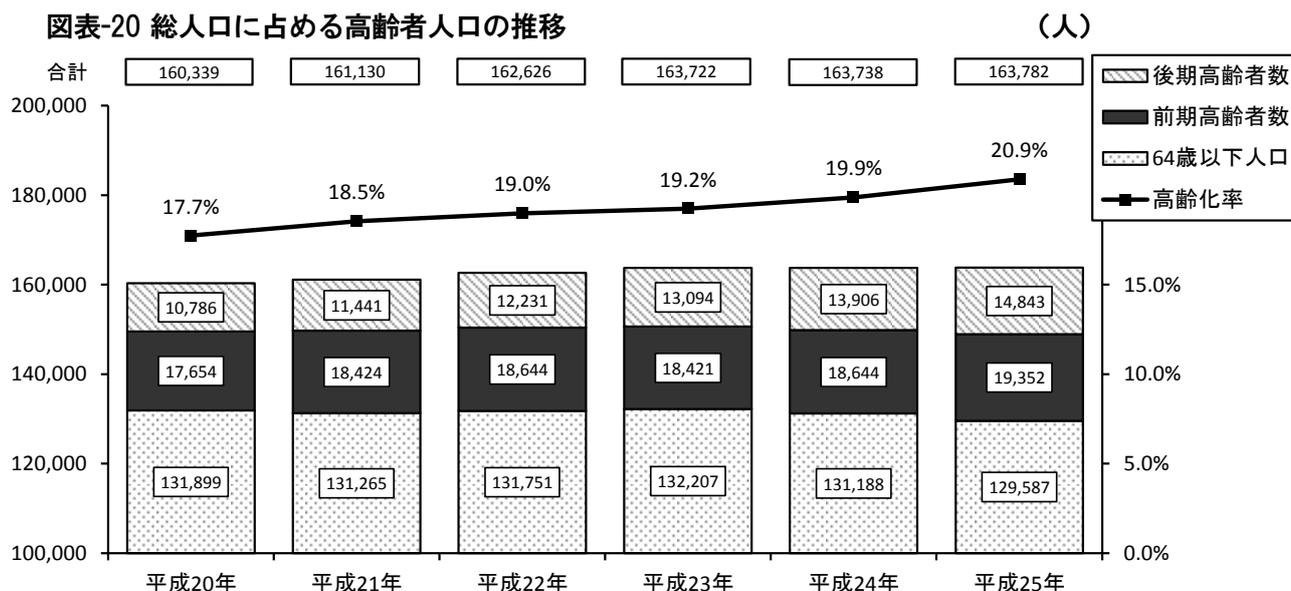
資料：千葉労働局(平成 25 年 6 月 1 日現在)

3. 高齢者の状況

(1) 高齢者の全体状況

本市の高齢者数は、前・後期高齢者ともに増加しています。また 65 歳以上の方が総人口に占める割合を示す高齢化率も平成 20（2008）年の 17.7%だったものが平成 25（2013）年は 20.9%となり（4 月 1 日現在）、平成 25（2013）年 10 月 1 日現在では 21.2%まで増加し、5 人に 1 人が高齢者という超高齢社会（高齢化率 21.0%以上）になりました。

図表-20 総人口に占める高齢者人口の推移



資料：習志野市「住民基本台帳」(各年 4 月 1 日現在)

※ 前期高齢者は 65 歳～74 歳、後期高齢者は 75 歳以上をいう。

(2) 前期高齢者と後期高齢者の推移

高齢者人口が増加する中、前期高齢者の割合は平成 20(2008)年の 62.1%から平成 25(2013)年には 56.6%と減少しています。一方、後期高齢者は 37.9%から 43.4%と増加しており、後期高齢者の割合が増加しています。

図表-21 総人口における高齢者人口及び前後期高齢者割合の推移

区分	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
高 齢 者 人 口	28,440	29,865	30,875	31,515	32,550	34,195
前 期 高 齢 者 割 合	62.1	61.7	60.4	58.5	57.3	56.6
後 期 高 齢 者 割 合	37.9	38.3	39.6	41.5	42.7	43.4

資料：習志野市「住民基本台帳」(各年 4 月 1 日現在)

（３）高齢者の世帯の状況

本市における一般世帯の構成割合の中で、高齢者のいる世帯が増加しています。そのうち男性の高齢単身世帯が増加傾向にあります。

図表-22 高齢者に係る世帯数の推移 (世帯、%)

区分	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年	
一般世帯	61,133	100.0	64,861	100.0	70,099	100.0
65歳以上の世帯員のいる世帯	7,813	12.8	10,548	16.3	13,104	18.7
高齢夫婦世帯	3,953	6.5	5,407	8.3	6,627	9.5
高齢単身世帯	2,630	4.3	3,630	5.6	5,122	7.3
男性単身世帯	692	1.1	1,004	1.5	1,630	2.3
女性単身世帯	1,938	3.2	2,626	4.0	3,492	5.0

資料：総務省「国勢調査」(各年 10 月 1 日現在)

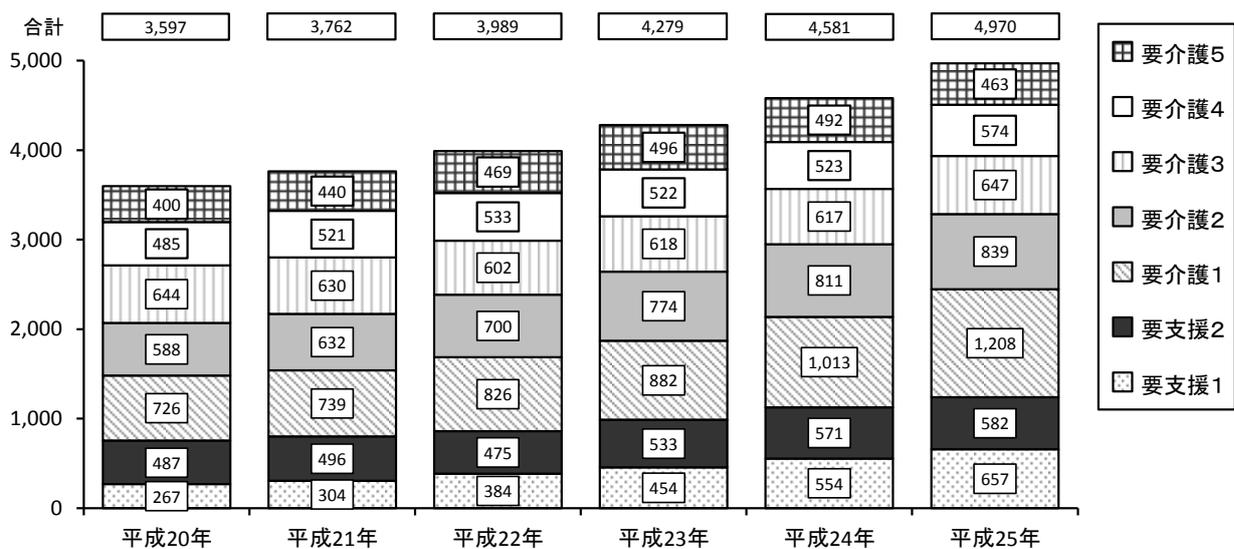
※ 国勢調査での「高齢夫婦世帯」は、夫 65 歳以上・妻 60 歳以上をいう。

※ 一般世帯とは、施設等の世帯(寮・寄宿舎の学生、病院の入院者、社会施設の入所者、船舶乗務員等)以外をいう。

（４）要支援・要介護認定者数の状況

平成 20（2008）年の要支援及び要介護認定者数は 3,597 人でしたが、平成 25（2013）年には 4,970 人に増加しています。要支援 1・2、要介護 1 を中心に、全体として増加傾向にあります。

図表-23 要支援・要介護認定者数の推移 (人)



資料：介護保険課(各年 9 月 30 日現在)

※ 数値は第 2 号被保険者を含む。

4. 生活保護の状況

本市の生活保護世帯の状況は、年々増加傾向にあり、被保護世帯は平成 20（2008）年の 817 世帯から、平成 25（2013）年には 1,308 世帯となっています。

また、総人口（常住人口）に占める保護率も 7.09‰から 10.99‰まで上昇しています。

図表-24 生活保護世帯の状況

（世帯、‰）

区分	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
被 保 護 世 帯	817	880	994	1,132	1,203	1,308
保 護 率	7.09	7.50	8.47	9.63	10.10	10.99

資料：保護課（各年3月31日現在）

※ 単位「‰」（パーミル）は、千分率を示している。

5. 関係組織・団体の状況

（１）地域組織・団体

① 町会・自治会等

本市では、町会・自治会等の自治組織があり、さらに地域ごとに 16 の連合町会が組織されています。

本市の町会加入世帯数は、平成 20(2008)年に 50,567 世帯、世帯数に占める加入率は 76.1% となっており、平成 25（2013）年現在は世帯数の増加にともない、加入世帯数が増加傾向にあります。加入率は減少傾向にあります。

図表-25 町会加入率及び加入世帯数の推移 （組織、世帯、％）

区分	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
組 織	248	248	248	248	247	248
加 入 世 帯	50,567	50,260	50,806	50,621	50,902	50,950
加 入 率	76.1	74.6	74.4	71.8	71.5	71.1

資料：協働まちづくり課（各年 3 月 31 日現在）

② 老人クラブ

本市の老人クラブは、平成 20（2008）年に 57 団体、会員数 2,786 人でしたが、高齢者人口が増加しているものの会員数は年々減少しています。

図表-26 組織数及び会員数の推移 （団体、人）

区分	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
組 織	57	56	55	55	53	52
会 員	2,786	2,720	2,566	2,633	2,584	2,500

資料：高齢者支援課（各年 4 月 1 日現在）

③ 自主防災組織

本市では、大規模災害発生時の重要な役割を担う「共助」の強化を図るため自主防災組織の設置・活動促進に取り組んでいます。

図表-27 組織数及び加入率の推移 （組織、％）

区分	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
組 織	172	175	178	177	180	183
加 入 率	63.5	62.6	63.2	62.5	63.0	61.3

資料：危機管理課（各年 3 月 31 日現在）

（２）福祉関係団体

① 習志野市社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき、全国都道府県・指定都市・市町村に組織的に設立されている民間の福祉団体です。地域が抱えている種々の福祉課題を地域全体の課題としてとらえ、地域住民とともに考え、解決しようとする公共性・公益性の高い民間の非営利団体として地域福祉の推進を目指しています。

本市には、昭和 34（1959）年に習志野市社会福祉協議会が社会福祉法人として団体設立（法人認可は昭和 42（1967）年）されています。

図表-28 習志野市社会福祉協議会会費納入実績数の推移

区分	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
一般会員（世帯）	26,731	26,793	26,029	27,096	27,549
特別会員（個人、法人）	1,022	1,060	1,044	1,015	1,016
計	27,753	27,853	27,073	28,111	28,565

資料：習志野市社会福祉協議会（各年 3 月 31 日現在）

※ 会員は、住民からなる一般会員と、個人・法人・団体の特別会員から構成されている。

また、社会福祉協議会は、「誰もが安心して暮らせるまちづくり」の実現のため、様々な地域福祉活動を行っています。主な事業内容は以下のとおりです。

【習志野市社会福祉協議会の主な事業内容】

- 社会福祉協議会支部活動の推進
習志野市内 16 か所の社会福祉協議会支部（以下、社協支部）が、地域の特性を活かしながら、地域内の福祉課題・ニーズに対して自主的・自発的な地域福祉活動を展開しています。
 - ・ひとり暮らし老人食事サービス事業
 - ・ふれあい交流事業（ふれあい・いきいきサロン、子育てサロン）
 - ・地域福祉懇談会の開催
 - ・住民参加型家事援助等サービス事業 等
- ボランティア・市民活動センターの運営
- 車イス・福祉車輛の貸出し
- 心配ごと相談所の運営
- ふくっぴーファミリーサロン（子育てサロン）の運営
- 生活福祉資金の貸付
- 福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）
- 介護保険事業、障害福祉サービス事業
- 老人福祉センター「さくらの家」、地域福祉センター「いずみの家」の管理運営
- 赤い羽根共同募金運動（10/1～12/31）の推進
- 歳末たすけあい募金運動（12/1～12/31）の推進

② 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、広く社会の実情に通じ、社会福祉の増進に熱意のある住民に、市町村民生委員推薦会、都道府県知事の推薦を経て厚生労働大臣が3年の任期で委嘱します。

民生委員・児童委員は、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会づくりを目指し、社会奉仕の精神をもって住民の立場に立って相談に応じ、住民が尊厳をもってその人らしい自立した生活ができるように支援を行っています。

平成 24（2012）年度は、本市の定数 180 名に対し、民生委員・児童委員 179 名が活動していました。平成 25（2013）年度の改選で定数が 192 名となり、12 月 1 日現在 186 名が活動しています。内、児童福祉に関する事項を専門に担当する主任児童委員が 24 名います。

図表-29 民生委員・児童委員の相談・支援件数 (件)

項目別	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
在 宅 福 祉	336	307	225	267	300
介 護 保 険	164	133	96	130	152
健 康 ・ 保 健 医 療	487	439	387	732	484
子 育 て 母 子 保 健	125	87	92	51	123
子 ど も の 地 域 生 活	81	56	54	48	74
子 ど も の 教 育 ・ 学 校 生 活	102	119	167	120	144
生 活 費	96	168	112	96	82
年 金 保 険	32	14	16	11	11
仕 事	28	24	34	16	32
家 族 関 係	154	218	160	116	147
住 居	94	59	101	66	77
生 活 環 境	117	126	90	129	120
日 常 的 支 援	654	539	650	622	529
そ の 他	442	462	584	609	622
計	2,912	2,751	2,768	3,013	2,897

資料：社会福祉課（各年 3 月 31 日現在）

【習志野市民生委員・児童委員の主な事業内容】

- 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。
 - ・普段の見守り活動
- 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。
 - ・相談 ・ 関係機関との調整 ・ 研修会
- 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。
 - ・ 情報提供 ・ 関係機関との調整 ・ 研修会
- 社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
 - ・ 福祉ふれあいまつり ・ 共同募金 ・ 市民まつり ・ ならしの学校音楽祭
- 福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること。
 - ・ 生活保護世帯の見守り ・ 災害時避難行動要支援者事業
 - ・ 幼保小中学校の入学式、卒業式への出席 ・ 敬老祝金の配布 ・ 10 か月児健康相談
 - ・ 子育てふれあい広場 ・ ブックスタート事業

③ 高齢者相談員

本市では、市独自のボランティア制度として高齢者相談員を配置しています。

高齢者相談員は、長きにわたり社会の進展に貢献された高齢者を敬い、その生活の向上と福祉の増進に寄与するため、当時「老人相談員」として自主的に組織して活動していた市民に対し、昭和 47（1972）年 2 月に正式に市が委嘱し、現在まで高齢者支援に関する様々な活動を行っています。

主に、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように民生委員・児童委員や町会・自治会等の地域住民や関係機関と協力しながら、高齢者世帯の実態把握、日常生活の相談・援助の他、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯で閉じこもりや認知症等により支援が必要な世帯への定期訪問、介護予防の啓発活動等、市内高齢者に対するきめ細かい活動を行っています。

なお、発足当時 9 名の相談員は、平成 25 年度は 51 名が活動しています。

④ 母子保健推進員

母子保健推進員は、市民と行政のパイプ役として、保護者の身近な相談相手となり、地区担当保健師と連携しながら育児を支援することを目的に活動しています。

本市では、生後 2 か月頃の乳児のいる家庭を全戸訪問し、相談・健診等の案内や育児のポイント等の入った「すこやか習志野っ子ファイル」を配布し、説明を行っています。また、乳児や産後の母親の状況を把握し、母親からの相談に応じ、保健指導を要するケースについては、地区担当保健師へつないでいます。さらに 4 か月児健康相談や子育てふれあい広場、健康フェアへ参加するほか、行政主催の研修会や地区会を通じて、活動に必要な知識を習得しながら、推進員相互の交流を図っています。

なお、平成 25（2013）年度は 30 名が活動しています。

⑤ 人権擁護委員

人権擁護委員は、国民の基本的な人権が侵害されることのないように配慮し、もし侵害された場合には、その救済のため適切な処置をとるとともに、常に自由人権思想を広めるよう努めることを目的に活動しています。

市民が人権について関心を持てるように啓発活動を行うほか、定期的な人権相談を行っています。

義務教育段階での人権教育を重視し、各学校（校長会）との連携を図って、市内幼稚園や小中学校で人権教室を開催しています。また人権擁護委員協議会習志野支部会独自の活動として、中学生人権標語コンテストを実施する等、人権意識の周知啓発に取り組んでいます。

なお、平成 25（2013）年度は 11 名が活動しています。

⑥ 障がい者地域共生協議会

障がい者地域共生協議会（平成 25（2013）年度まで「障がい者自立支援協議会」）は、障害者総合支援法に基づき、地域における障がい福祉に関する関係者の連携強化及び支援の体制に関する協議を行い、障がい者福祉の推進のために活動しています。

そこには、関係機関のネットワークづくりや必要な社会資源の開拓等を図るため、専門部会を設置しています。

また、多くの市民が「障がい」について正しい理解を深められるよう、障がい者啓発講座への協力、福祉ふれあいまつりへの参加、障がい者の就労に関する広報紙「ならたく」の作成等に取り組んでいます。

なお、平成 25（2013）年度は 30 名が活動しています。

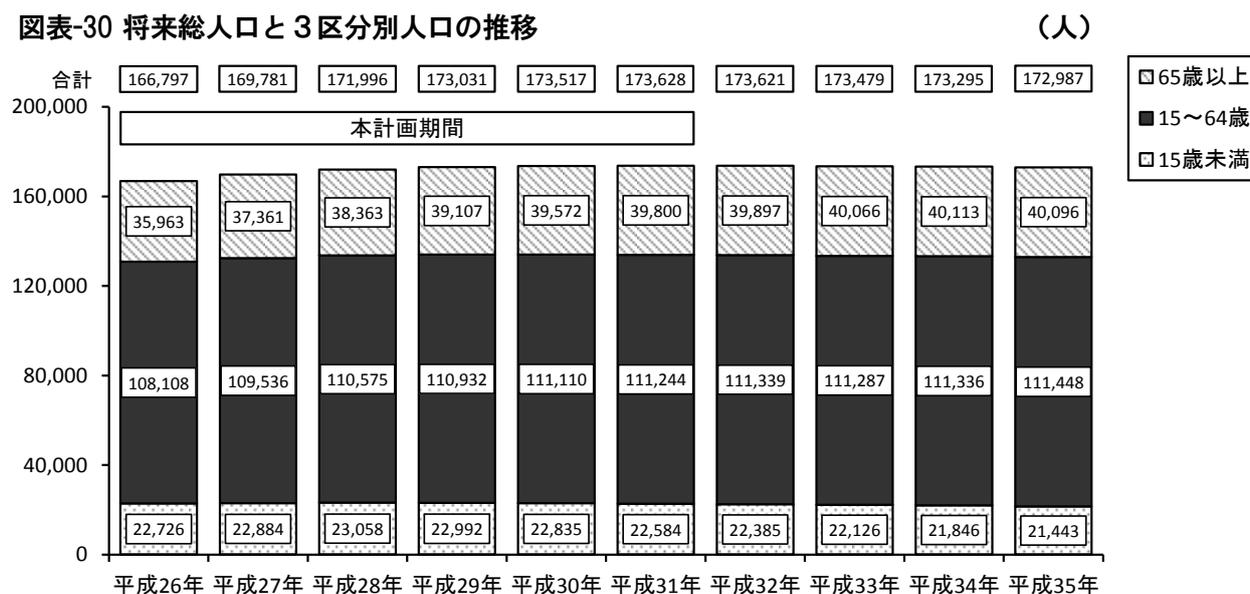
第 3 節 地域福祉を取り巻く本市の課題

1. 将来人口の推計を踏まえた課題

(1) 将来人口推計

本市の将来人口の推計では、本計画期間中には総人口の増加傾向がみられるものの、平成 32（2020）年より減少傾向に転じる見込みとなっています。

図表-30 将来総人口と 3 区分別人口の推移



資料：習志野市「習志野市人口推計調査 報告書」(平成 25 年 5 月改訂)

※ 小数点第一位を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

※ 基準日は各年4月1日。

本計画期間最終年の平成 31（2019）年の人口推計状況では、総人口は 173,628 人、その人口構成比は、老年人口が 22.9%、生産年齢人口が 64.1%、年少人口が 13.0%で、性別比は男性が 50.3%、女性が 49.7%となっています。

図表-31 本計画最終年(平成 31 年 4 月 1 日)の本市の人口推計状況

(人、%)

区分		総数		男性		女性		
推計人口	推計常住人口	173,628	100.0	87,386	100.0	86,242	100.0	
	老年人口 (65歳以上)	後期高齢者(75歳以上)	19,714	11.4	8,070	9.2	11,644	13.5
		前期高齢者(65～74歳)	20,086	11.6	9,359	10.7	10,727	12.4
		高齢者総数	39,800	22.9	17,429	19.9	22,371	25.9
	生産年齢人口(15～64歳)	111,244	64.1	58,157	66.6	53,087	61.6	
年少人口(0～14歳)	22,584	13.0	11,800	13.5	10,784	12.5		

資料：習志野市「習志野市人口推計調査 報告書」(平成 25 年 5 月改訂)

人口構成比では、15 歳未満の年少人口が平成 26（2014）年の 13.6%から本計画最終年の平成 31（2019）年には 0.6 ポイント減の 13.0%となり、15～64 歳の生産年齢人口も 64.8%から、実数は増加するものの 0.7 ポイント減の 64.1%となります。

一方で、65 歳以上の老年人口は増加傾向にあり、特に 75 歳以上の後期高齢者数は構成比、実数ともに増加する見込みとなっています。

図表-32 人口構成割合の推移 (％)

区分	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
75 歳以上	9.4	9.7	10.0	10.5	10.9	11.4
65～74 歳	12.1	12.3	12.3	12.1	11.9	11.6
15～64 歳	64.8	64.5	64.3	64.1	64.0	64.1
15 歳未満	13.6	13.5	13.4	13.3	13.2	13.0

資料：習志野市「習志野市人口推計調査 報告書」(平成 25 年 5 月改訂)

※ 基準日は各年4月1日。

（２）人口構成割合の変化による課題

本市の将来人口の推計では、本計画最終年が総人口のピークと予想され、平成 32（2020）年より、減少傾向に入ることが見込まれています。総人口自体は急激な減少とはなりません、人口構成では老年人口の増加があり、特に後期高齢者の増加が顕著となっています。

また、生産年齢人口の減少により、地域活動の担い手となる中堅人材が欠如し、地域の活性化が停滞する恐れがあることから、高齢者の社会参加や、若手の人材育成等、地域活動のあり方も含めた地域運営の議論が求められます。

少子高齢化の中においては、子育てを望む世代への子育て・子育て支援や親族等の高齢者介護を行う勤労世代の負担を和らげるサービス提供等の福祉支援が重要となりますが、同様に、その世代が地域運営に参画できる仕組みを構築していく必要があります。

その中で、より多くの市民が地域へ目を向け、地域活動に興味を持っていただけるよう、活動参加を促す取り組みが必要です。

全体として、本計画期間中において、少子高齢化に適応する関連施策の検討や展開が求められます。

（３）世帯構成の変容による課題

本市では、1 世帯あたりの人員が減少していることに伴い、家族の少人数化といった家族形態の変容があります。従来、家族の中で営まれていた家事、育児、介護等を身近に支える家族がいなくなり、家族機能の低下や家族間でのつながりが希薄になりつつあります。

また、高齢者のいる世帯及び単身高齢者世帯が増加していることから、地域全体で支えあう環境の整備が重要となります。今後は世帯構成員も減少傾向にあるため、家族内での支えあいの力が弱まることが予想されます。

今後は、地域による支えあいの体制づくりや、さらにそれを支える地域組織、福祉団体等との連携・支援が重要となります。

2. 地域福祉の現状を踏まえた課題

（1）子ども

子どもの出生数は、ほぼ横ばいで推移しているものの、全体の人口構成としては減少傾向にあります。

また、母親の出産年齢の高年齢化も進んでおり、30代後半での出産ケースが増加しています。一般的な社会背景として、女性の社会進出に対する就労と育児の両立への課題が挙げられており、本市の意識調査の結果では、子育てと就労の両立支援のニーズが高い状況にあります。

今後、保育所待機児童数の減少、少子化の進行を抑制するための子育て支援施策、増加するひとり親世帯への支援等、子育て世代が就労と育児の両立ができる取組みを強化していくことが重要となります。

また、子どもの健全な育成を支援するための制度的な支援や、安心して子育て・子育てができる地域社会の構築に取り組むことも必要です。

（2）障がい者

障害者手帳所持者の人口に占める割合は年々増加しており、なかでも精神障がい者の増加率が高い状態です。

障がい者が地域で自立した生活を安心して過ごすためには、障がい者に対するサービスを適切に提供するとともに、地域をはじめ、市民一人ひとりの理解や支援を得て、地域の一員として認めあうことのできる環境づくりが大切です。

併せて、バリアフリー等のハード面の整備、障がい者の就労支援について民間事業者への理解促進、健常者に対して障がいに関する理解の促進等福祉意識の啓発を図っていくことが重要となります。

（3）高齢者

本市の高齢化率は、国・県の平均を下回った推移が予想されるものの、年々高くなっています。それに伴い要支援・要介護認定者は、要介護度の低い人を中心に増加が予想されます。

また、世帯構成の変化に伴い、高齢夫婦世帯や単身世帯が増加傾向にあり、高齢者の閉じこもりや孤立死等に関する対策が必要となります。

高齢者が、今後も住み慣れた地域で安心して住み続けていくためには、事業者や行政のサービス提供だけではなく、市民や地域が一体となった、地域での支えあいの仕組みを構築することが重要となります。

また、閉じこもりの防止、活力ある高齢者人材の活用等、高齢者の社会参加を促す生きがいづくりを図っていくことも重要となります。

（４）生活困窮者

近年、社会経済環境の変化に伴い、生活困窮に至るリスクの高い人や稼働年齢層を含む生活保護受給者が増加しています。

そこで、市民生活を重層的に支えるセーフティネットが重要です。特に、専門支援機関であるハローワークと連携し、きめ細やかな就労支援による社会参加を図り、自立に向けての支援を行うことが必要です。

さらに、適切な相談助言体制を構築し、生活困窮に至るリスクの高い人や生活保護受給者の生活向上を図ることが重要となります。

（５）地域組織・団体

本市では、様々な組織・団体が地域で活発に活動しており、それらを支援する体制も整備されているものの、町会・自治会等といった自治組織、老人クラブ、自主防災組織等の地域組織・団体の加入率（数）が減少傾向にあります。

減少傾向の要因には、人付き合いの希薄化等の社会背景もありますが、地域組織・団体や活動内容、参加方法等を知らない市民も多いことから、活動の周知方法にも課題が残ります。

地域福祉は、地域の現状に合った福祉の取組みを進めることを目的としていますが、そのためには、地域に密着して活動している各組織・団体の周知が不可欠となります。

今後、市民向けの広報のあり方を工夫する等、市民活動への参加が得られやすい仕組みをつくることが重要となります。

第 4 節 計画推進者の役割

1. 市民、地域、福祉団体・事業者、社会福祉協議会、行政の役割

本計画では、市民、地域、福祉団体・事業者、社会福祉協議会及び行政の協働で、ソーシャル・インクルージョンに向けた取組みを進めます。

地域福祉の推進におけるそれぞれの役割は次のとおりとします。

（1）市民の役割（市民：個人、家族）

市民は、まちづくりの主体であり、地域福祉推進の主体です。地域をはじめ行政、社会福祉協議会の活動・行事等に主体的に参加して、地域の課題に対して積極的に意見や要望を発信する役割があります。また、地域福祉社会の一員として、地域の課題に関心を持ち、人との絆を大切にして、やさしさと思いやりの心でつながるよう努めます。

（2）地域の役割（地域：町会・自治会等、まちづくり会議、隣近所、自主防災組織、老人クラブ等）

都市化、核家族化等の影響により地縁的つながりが希薄となっていく中において、地域には、個人や家庭だけで解決することが難しい問題を発見・解決し、住みやすい地域社会をつくる重要な役割があります。

特に、町会・自治会等やまちづくり会議の自治組織は、地域のまとめ役として、行政が把握しにくい福祉ニーズを集約することができます。また、行政の対応できない部分を補ったり、地域住民の福利厚生を提供したりする役割を果たします。さらに、社会的孤立、家庭内での虐待等の深刻な生活課題に対する最も身近な拠り所として、地域福祉を推進する役割があります。

（3）福祉団体・事業者の役割

福祉団体：民生委員・児童委員、高齢者相談員、介護相談員、母子保健推進員、障がい者地域共生協議会、当事者団体、福祉ボランティア団体、NPO法人等

事業者（福祉事業者）：介護サービス事業者、障害福祉サービス事業者、福祉事業を実施しているNPO法人等

（民間事業者）：企業、一般事業者

多くの福祉団体・事業者が、専門的知識と技能を生かし、福祉ニーズが多種多様にわたる地域の中で、率先して地域福祉を推進しています。

福祉団体・事業者は、地域に根差したきめ細かい活動を展開して、親身になって市民の不安の解消を図るとともに、個々の市民ニーズを充足するため、連携しあって新しいサービスを創造する役割もあります。

また、利用者一人ひとりにあった専門サービスを提供するとともに、地域住民の一人として、地域の福祉交流等の活動に積極的に参加します。

（４）習志野市社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、公共性・公益性の高い、市民に最も身近に関わる社会福祉法人として、地域福祉を推進する中心的役割を担っています。

行政が法制度に基づいてサービスを提供するのに対し、社会福祉協議会は福祉の手助けが必要でありながら「制度と制度の隙間」であるがゆえに行政からのサービス提供が難しいニーズに対し、サービスを実施、または創出します。

そして、社会福祉協議会は行政とともに、福祉の両輪の一つとして、関係団体・地域住民の活動のリーダーとしての役割を担います。

（５）行政の役割

行政は、市民ニーズを的確に捉え、効率的・効果的な公共サービスを実現しなければなりません。本市の現状を踏まえ、かつ将来を見据えた行政計画を策定し、施策の効果、負担のあり方についても検討し、公平・平等の原則に基づき必要なサービスを計画的に提供します。

さらに、市民協働でソーシャル・インクルージョンに向けた取組みを進めるため、これまで本市に築かれた豊かな福祉資源である市民、地域、福祉団体・事業者、社会福祉協議会と調整・連携しながら、地域福祉を推進する役割を担います。

第 2 章 計画の基本姿勢

第 1 節 計画の基本理念

人は誰しも、住み慣れた地域で人と人との絆を深めながら、心身ともに健やかで、笑顔に満ちた生活を送りたいと願っています。

この、すべての市民の望みを実現するためには、年齢、性別、あるいは障がいの有る無しにかかわらず、すべての市民が、地域の一員として社会参加を続けることができる包容力のある地域、そして、互いを認めあい、受け入れることのできるやさしさのある社会を醸成していかなければなりません。

そのためには、社会的に弱い立場にある人の人権を守り、地域の一員として包み、支えあい、あらゆる人の存在価値を認める「ソーシャル・インクルージョン」に向けた取組みを地域住民の皆さんとともに進める必要があります。

本市では、基本構想の将来都市像として掲げる「未来のために～みんながやさしさでつながるまち～習志野」を受け、福祉行政においては、「住み慣れた地域で心身ともに健やかに、笑顔に満ちた生活を送りたい」という市民の願いを実現させるため、あらゆる世代が健康で笑顔で暮らせるまちづくりを基本的な政策の一つとして位置づけています。

従って本計画では、すべて市民がともに生き、支えあうやさしさのあるまちづくりの方向性を明確にし、それに向けた市民や行政の行動を具現化する必要があると考え、本市の目指す地域福祉社会の姿として、以下のように掲げます。

**すべての市民が、地域の一員として互いに支えあう、
包容力とやさしさのあるまち**

第 2 節 計画の基本目標

計画の基本理念である「すべての市民が、地域の一員として互いに支えあう、包容力とやさしさのあるまち」の実現に向けて、効果的に取り組むため、本計画においては、以下の4つの基本目標を掲げ、施策を分類し、体系化しました。

1 「自ら考え、地域社会に参加できるまち」

福祉サービスを必要とする地域住民は、日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられる地域社会を構成する一員です。

すべての市民が自らの生活行動を制限することなく自己決定する権利が尊重されるまち、言い換えれば主体的に社会参加できる、自立した生活を送るために必要なサービスが整っているまちを目指します。

2 「認めあい、支えあい、助けあえるまち」

誰もが社会参加できるまちは、市民一人ひとりが多様な生活課題をお互い認め、受け止めて共に活動できる、支えあい、助けあいのあるまちです。

すべての市民が地域の一員として自己実現でき、さらには地域での活動の担い手として生活するためには、地域社会の全構成員が相互に理解しあい、協働することが必要です。ひいては地域の活力につながります。

3 「安全で安心して住み続けられるまち」

社会生活の中で配慮の必要な人に、合理的な配慮がなされていることが、地域で生活するための第一歩であり、自立した生活につながります。バリアフリー等のハード面としての生活環境の整備の他、さらに地域のつながりや各団体等の活動等のソフト面の配慮も加わることによって安全で安心なまちをつくり、すべての市民が住み続けたいと思うまちを目指します。

4 「ともに生きる社会を推進する担い手が育つまち」

地域福祉計画のめざす社会を実現するためには地域における活動を支える担い手が必要です。担い手である関係機関や各団体等の連携・活動のネットワーク化によって活動を活発化するとともに、新たな担い手も育つまちを目指します。

そのための福祉教育の機会や地域福祉に関する理解を広げるためのきっかけをつくり、本市の地域性に基づいた福祉文化の創造・発展につなげます。

第 3 節 施策の体系

■基本理念

すべての市民が、地域の一員として互いに支えあう、
 包容力とやさしさのあるまち

■基本目標

■基本施策

基本目標1	
自ら考え、 地域社会に参加できるまち	1 適切なサービス利用と自立の促進
	2 広報、情報の受発信と福祉情報の共有
	3 きめ細かな相談支援体制の整備
	4 社会参加と生きがいづくり
基本目標2	
認めあい、 支えあい、助けあえるまち	1 地域交流とふれあいの場づくり
	2 地域の見守りと子どもの健全育成
	3 市民協働と地域課題の共有
	4 権利擁護と福祉・人権教育の推進
基本目標3	
安全で安心して 住み続けられるまち	1 地域のニーズに対応したサービス提供の促進
	2 地域の防災・防犯体制の推進
	3 施設と生活のバリアフリー
基本目標4	
ともに生きる社会を 推進する担い手が育つまち	1 地域福祉を推進する人材の育成
	2 福祉意識の啓発・周知の推進

パブリックコメント用 習志野市地域福祉計画（案）
実施期間 平成 26 年 1 月 6 日～平成 26 年 2 月 5 日

各 論

- 基本目標 1 自ら考え、地域社会に参加できるまち
- 基本目標 2 認めあい、支えあい、助けあえるまち
- 基本目標 3 安全で安心して住み続けられるまち
- 基本目標 4 とともに生きる社会を推進する担い手が育つまち

パブリックコメント用 習志野市地域福祉計画（案）
実施期間 平成 26 年 1 月 6 日～平成 26 年 2 月 5 日

基本目標 1 自ら考え、地域社会に参加できるまち

第 1 節 適切なサービス利用と自立の促進

現状と課題

すべての市民が、自分の持てる力を十分に発揮して、自信と誇りを持って地域社会に参加できるようになるためには、一人ひとりが地域で自立した生活を送ることが大切です。自立した生活のために、支援を必要としている人には、適切に福祉サービス等が提供され、利用できるようにする必要があります。

本市では、高齢者福祉サービス、障害福祉サービス、介護保険等の利用者は年々着実に増加していますが、地域の福祉ニーズの複雑化、サービス提供主体の多様化が進んでいます。それに伴い、支援を必要としている人に自分に合った福祉サービスを選択し利用してもらうためには、サービスを提供する関係者、職員等が、より幅広い知識や技術を持つことが必要です。

また、支援を必要とする人が地域で自立し、充実した生活を送るためには、健康づくりや文化活動、就労支援等、一人ひとりのライフスタイルに応じた、多様なサービスの提供が必要です。特に、安定した雇用条件の中で収入を得ることは、経済的な自立を図ることだけにとどまらず、地域社会において自己の能力を発揮し自己実現につながります。社会的自立から経済的自立に向け、個々の段階に応じた最適な支援を行うとともに、多様なサービスを生み出す仕組みづくりも重要となります。

施策の基本的な方向性

本市の市民意識調査等では、住み慣れた地域での生活を続けていくために、就労支援や在宅サービスの拡充等、自立のための支援を求める市民ニーズがみられ、地域生活の支援が求められています。

そこで、すべての市民が住み慣れた地域で、地域社会の構成員の一人として、自立した社会生活を送ることのできる地域社会の構築をめざすため、市民一人ひとりの生活状況に応じた総合的なサービスの充実に取り組みます。

また、地域包括支援センターや社会福祉協議会を中心とする、地域ごとのきめ細かな地域福祉のネットワークづくりを進めます。

さらに、地域をはじめ、福祉団体・事業者と連携しながら、適切な福祉サービスを提供できる体制や仕組みづくりに取り組みます。

市民協働による取組み

◇ 自 助

〔 市 民 〕の取組み

市や社会福祉協議会、福祉事業者、地域の支援者等に相談し、必要なサービスを利用し、より快適な生活を求めています。また、自分に合った福祉サービスを選べるよう、福祉サービスの知識を持つよう努めます。

◇ 共 助

〔 地 域 〕の取組み

地域全体で自立した生活を営める環境づくりの支援に努めるほか、福祉に関する講演や説明会等を積極的に企画・開催して、福祉に対する理解や勉強の機会づくりを進めます。

地域でサービスが必要な人を把握したら、サービスに結び付けることができる関係機関へつなげるように努めます。

〔福祉団体・事業者〕の取組み

福祉団体は、福祉サービスが必要と思われる市民が適切なサービス利用によって、より快適な生活が送れるよう、行政等の関係機関と連携します。特に民生委員・児童委員や高齢者相談員は、普段の見守り活動において市民と最も接点のある立場を活用し、迅速に必要なサービスにつなぐ役目を果たすよう努めます。

福祉事業者は、利用者のニーズに合ったサービスを提供できるよう市と連携し、新しいサービスの導入や質の向上を目指します。

民間事業者は障がい者やニートの就労に対する理解を深め、地域における雇用の創出に努めます。

〔社会福祉協議会〕の取組み

福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）を通じて、判断能力が不十分な人が適切なサービスを受けながら地域で安心して暮らせるよう支援を行います。また、本事業を、より一層活用していただけるよう、周知に力を入れます。

◇ 公 助

- (ア) 介護保険制度等の高齢者保健福祉サービス、障害福祉サービス、子育て支援のサービスについて、法に基づき適正に提供するとともに必要なサービスが適宜利用できるよう市民へ周知します。また、福祉・保健・医療の分野だけでなく、就労・住宅等、幅広い生活関連分野との連携に取り組みます。
- (イ) 施設や病院で生活する障がいのある人が、地域での生活へ移行できるよう、居住支援や福祉サービス提供体制の充実に取り組みます。
- (ウ) ひまわり発達相談センター、あじさい療育支援センターを中心に、子どもの支援にあたる施設や幼稚園、保育所、学校等、子どもの関連施設と連携・交流を図り、障がい児支援の向上に取り組みます。
- (エ) 特別な支援を要する児童を放課後児童会で受け入れる体制を整備するとともに、地域生活支援事業である日中一時支援事業の整備を推進し、放課後または長期休暇時の受入体制の充実に取り組みます。
- (オ) 高齢者の就労だけでなく、社会奉仕活動の場の提供、高齢者の生きがいづくりや健康維持の役割を担うシルバー人材センターの活動を推進するため支援していきます。
- (カ) 本市とハローワークとの間で協定を結び、生活保護受給者やその他の生活困窮者に対する就労支援の目標、相互間の連携方法を明確にします。同時に、早期に就労が可能な人、直ちに一般就労を目指すことが困難な人等、本人の状況に応じた支援を行います。
- (キ) 障がいのある人の就労支援を推進するためには、雇用主となる事業者の障がいに対する理解を深めることが重要となります。習志野商工会議所及び習志野市商店会連合会等の協力を得ながら、障がい者の就労に関する啓発や理解の促進に取り組みます。併せて就労を支援する障害福祉サービス等の利用を促進します。
- (ク) 性別や障がいの有無を問わず社会参加や参画、職場訓練等の場の整備に取り組みます。また、障がい者の一般就労の経験者と就労を目指す人の交流会等を実施し、就労上の課題の抽出に取り組みます。
- (ケ) 本市が管理・運営する求人情報サイト「アクティブならしの」による求人情報の提供により、求職者の就労支援及び事業所の雇用促進を図るとともに、労働に係る法律等の周知・啓発に取り組んでいます。今後は、運営方法の改善を図る中で、更なる雇用の促進に取り組みます。
- (コ) 働くことに悩みを抱えるニート等の若者の職業的自立を支援するため、NPO法人等が国と地方自治体と協働して運営する「若者サポートステーション」等就労支援の情報を収集し、提供します。

第 2 節 広報、情報の受発信と福祉情報の共有

現状と課題

地域社会に参加し、地域で自立した生活を送るためには、サービスを必要とする人がいます。そのような人が必要な情報を手に入れることができる環境が必要です。

そこで、福祉サービスを必要としている市民に必要な情報を的確に提供するために、わかりやすい情報提供ができるよう、情報を整理し発信する仕組みづくりが重要です。

本市では、福祉サービスが必要な人に、十分にサービスの情報が届き、利用することができるよう、「高齢者福祉のしおり」「介護保険利用の手引き」「障がい福祉のしおり」「生活保護のしおり」等の案内冊子を作成し、地域のヘルスステーションをはじめ、各公共機関の窓口に配架しています。また、各地区の民生委員・児童委員、高齢者相談員、母子保健推進員、市のケースワーカー等が地域をくまなく回って、サービスの情報を必要とする人一人ひとりにこれらの情報を直接届ける取組みを進めています。

なかでも、「障害福祉サービスガイドマップ、子育て・発達に関する相談マップ」は、障がい当事者や障害福祉事業所の意見を受けて、障がい者地域共生協議会の企画によって作成されました。

一方、市民が市からの各種情報を入手する主な手段は、市の広報紙やホームページとなっています。

しかし、市民のライフスタイルが多様化している現在、市民が福祉活動や福祉サービスを自ら選択・決定するためには、案内冊子や広報紙、市ホームページだけでなく、様々な情報媒体を用いた体制の整備を図ることが重要です。

また、様々な福祉分野においてそれぞれのサービスが制度化される中であって、制度の狭間となっている人たちのニーズやその対応をしっかりと把握することが必要です。これらの人たちに、もれなく地域活動やサービスを実施している団体等の情報を提供できる仕組みをつくることも必要です。

施策の基本的な方向性

広報・情報に対する本市の市民ニーズとして、新制度や事務手続き、提供している各種サービスに関する情報を求める意欲が多くなっています。本市では引き続き、冊子や市ホームページ等を活用して、制度・サービスの内容や事業者に関する情報を、より分かりやすく情報提供します。

また、すべての市民が、いつでも、どこでも福祉サービスに関する情報を入手することができるよう、多様な媒体や機会を活用した情報提供、発信体制の整備拡充に取り組みます。なかでも、民生委員・児童委員、高齢者相談員、母子保健推進員等が戸別訪問することにより、情報が必要な人に直接情報を提供するという、きめ細かな取組みを継続します。

併せて、身近な地域活動の情報である町会・自治会等、まちづくり会議、福祉団体等の活動内容の情報周知や広報活動を支援します。

そして、市民が多くの情報の中から自分が必要とする情報を確実に入手できるよう、「分かりやすさ」を重視した効果的な情報提供を推進します。

市民協働による取組み

◇ 自 助

〔 市 民 〕の 取 組 み

まちづくり会議、町会・自治会等が発行する地域の情報紙、社会福祉協議会の発行する「ふくし習志野」、社協支部が発行する支部広報紙、市の発行する「広報習志野」を活用し、積極的に地域の情報を収集するようにします。

◇ 共 助

〔 地 域 〕の 取 組 み

地域の新聞、チラシ等を活用し、地域の問題や課題を発信する等、活動の輪の拡充・普及に努めるほか、市の出前講座等を活用する等、最新の福祉情報やサービス内容の理解に努めます。また地域でサービスが必要な人を把握した際には、サービスや相談機関を伝える等して助けあいます。

〔福祉団体・事業者〕の 取 組 み

福祉団体は、関係機関が発信する様々な情報を把握し、必要な情報を必要な人に、わかりやすく紹介するよう努めます。さらに民生委員・児童委員、高齢者相談員、母子保健推進員等は、戸別訪問により必要な情報を直接届け、情報を確実に伝えます。

福祉事業者は、パンフレットやホームページの充実により、提供する福祉サービスをわかりやすく紹介する等、利用者への適切な情報提供に努めるほか、サークルやボランティア活動の内容及びその活用方法等を紹介し、理解を深めてもらうよう努めます。

〔社会福祉協議会〕の 取 組 み

広報紙「ふくし習志野」やホームページ等を活用して、地域で行なわれる各種イベントや社協支部活動等に関する情報提供を行います。また、関係団体との連携を図りながら地域福祉に関する情報の把握及び提供に取り組みます。

◇ 公 助

(ア) 一人ひとりの状況とタイミングにあった情報提供の方法（「広報習志野」、市ホームページ、防災無線、パンフレット等の印刷物、他）を検討するとともに、福祉情報をわかりやすく、かつ、体系化して提供できる場や手段の創出に努めます。さらに、市ホームページについては、障がい者や高齢者が、身体的な制約等が原因で利用できないということが起きないように、配慮に努めます。

(イ) 介護保険制度、障がい福祉制度に関する情報等については、事業所からサービス利用者へ情報が確実に伝達されるよう、事業所に対する説明会を実施します。また、サービスが必要な利用者に必要な情報が届くよう、相談しやすい環境を整えます。

- (ウ) 妊娠中から子育てのそれぞれの時期に合わせた子育て情報を、「すこやか習志野っ子ファイル」、「子育てハンドブック」、「すこやか子育てガイド」、「子育て情報マップ」等を用いて提供します。
- (エ) 地域、民生委員・児童委員や高齢者相談員の協力のもと、家に閉じこもりがちで近所付き合いが希薄な高齢者に対して、情報を直接手渡す「かわら版」の配布とその拡大に努めます。また、情報を入手しづらい人に対して、各戸訪問により確実に情報を伝えます。
- (オ) 障がいの理解に向けて、啓発講座の実施、障がい者団体や障害福祉サービス事業所の活動等の情報を、市ホームページ等で発信します。
- (カ) 図書館では、視覚に障がいのある人や、通常の活字を読むことが困難な人の読書活動を支援するために、録音図書や大活字図書の充実、拡大読書器の利用促進とサービスの周知に努めます。
- (キ) 「広報習志野」の情報を提供するにあたり、文字情報を音声化した「声の広報」、点字化した「広報習志野」を作成し、希望者にお送りしています。さらに、文字情報の音声化、点字化を進め、必要とする人に迅速に伝達できるよう努めます。
- (ク) 手話及び要約筆記は、聴覚障がいのある人のコミュニケーション手段として重要な役割を果たしています。今後も手話通訳者及び要約筆記者の計画的な養成に取り組み、聴覚障がい者の社会参加を支援します。また場面に応じて「補聴器誘導システム」（磁気誘導ループ）を設営するとともに市民へ磁気誘導ループを貸し出し、補聴器を使用している人への情報伝達の充実を図ります。
- (ケ) 現在、携帯電話メールを利用した聴覚障がい者との情報伝達を行っていますが、迅速に対応できる有効な活用方法をさらに研究します。併せて災害発生等の緊急時の対応を含め、障がいのある人へ直接、迅速に映像や音声等による情報が伝達できる仕組み及び情報通信技術を活用した新たな伝達手法についての検討に取り組みます。

第 3 節 きめ細かな相談支援体制の整備

現状と課題

誰しも生活する上で悩みごとを抱えずに生活することはできません。そのようなときに相談できる場所がある、気軽に相談できる人がいるといった環境が整っていれば安心です。

本市では、市役所関係各課の窓口で相談に応じているのをはじめ、地域包括支援センター（高齢者）、障がい者相談支援事業所（障がい者）、ひまわり発達相談センター（発達支援）、子育て支援相談室（子育て）、総合教育センター（教育）で、相談支援の体制を組んでいます。

さらに、民生委員・児童委員、高齢者相談員、介護相談員、障がい者相談員、人権擁護委員、母子保健推進員等の制度ボランティアが、地域において、分野ごとの相談にきめ細かく対応しています。

また、社会福祉協議会においては「心配ごと相談所」を開設して、誰もが住み慣れた地域で暮らすことができるよう、身近な相談窓口として、相談支援の体制を組んでいます。

近年、本市においても、市民一人ひとりが抱える福祉ニーズが複雑多様化しており、市民が専門的な相談や支援を必要とした場合に、相談者と関係機関を適切、かつ速やかにつなげる仕組みづくりが求められています。また公的サービスの狭間で、十分な支援を受けることが困難なケースがあることから、様々な分野の相談に対応できる総合相談窓口も求められています。

しかし、まずは、相談機関へつなげてくれる、気軽な相談相手が身近にいる人間関係のある地域社会をつくるのが大切です。

施策の基本的な方向性

本市では、相談支援体制の充実に関する市民ニーズが高いことから、地域の身近なところで気軽に相談することができるよう、相談窓口の体制づくりや拡充に取り組みます。

相談支援の体制づくりにあたっては、引き続き、市民ニーズの把握に努め、各団体と連携し、多様で専門的な相談体制の構築に取り組みます。

また、利用者や市民が制度の狭間に陥らないようにすること、また新たな市民ニーズ・課題に対応するために、関係機関等と協議しながら本市の相談支援体制のあり方を検討していきます。

さらに、身近な地域での相談体制の構築を図るために、町会・自治会等、制度ボランティア、社協支部と連携し、近隣住民とのふれあい等、ふだんの地域生活の中での行動を通して、気軽に困りごとの相談ができる地域社会の構築と市民意識の啓発に努めます。

本市では、市内の様々な相談できる「場」や「人」を通して、各団体や地域、市民とのつながりを地域福祉に積極的に生かす体制づくりに取り組みます。また、「相談」しやすい環境を整えることによって、市民が孤立することのない地域社会の構築を目指します。

市民協働による取組み

◇ 自 助

〔 市 民 〕の取組み

心配事やわからないことが起きたときに気軽に相談できる友人・隣人を持つように努めます。また、民生委員・児童委員、高齢者相談員、人権擁護委員等相談のできる制度ボランティアの活動を理解し、協力を努めるほか、広報紙や福祉情報紙等から福祉サービスや相談窓口についての情報を普段から把握するようにします。

◇ 共 助

〔 地 域 〕の取組み

隣近所との信頼関係を築き、地域ぐるみで困り事等の解決に取り組むとともに、関係機関につなぐことに努めます。

〔福祉団体・事業者〕の取組み

福祉団体は、専門家の相談が必要な人に対し、適切な相談機関につなげられるよう、普段から行政等の関係機関との連携を図ります。また、相談者がスムーズに相談機関に相談できるよう橋渡しをします。

民生委員・児童委員、高齢者相談員、母子保健推進員は、それぞれの専門分野における地域の身近な相談相手として、その役割を果たします。

福祉事業者は、サービス利用者等からの相談に対して、きめ細かく丁寧に応じることが出来る相談窓口に努めます。また、将来、サービス利用を考えている人に対する相談にも応じます。

〔社会福祉協議会〕の取組み

広報紙「ふくし習志野」やホームページを活用しながら、社会福祉協議会が相談窓口であることの周知に取り組みます。また、相談内容をしっかりと受け止め、関係機関と連携を図りながらその生活課題の解決を図る相談支援体制の充実を図ります。

〔 そ の 他 〕の取組み

自閉症等発達障がいのある子どもを育てる保護者に、発達障がいのある子どもの保護者が相談役となり精神的なサポートを行う「ペアレントメンター」や、同じ障がいを持つ人同士が対等な立場で同じ仲間としてカウンセリングを行う「ピアカウンセリング」の活動に取り組みます。

◇ 公 助

- (ア) 施設や事業所へ介護相談員を派遣し、介護サービス利用者の疑問や不満、不安の解消とサービスの質的な向上に取り組みます。また、高齢者相談員による、見守り対象者の把握や相談員の活動内容の整理を進め、地域での高齢者の見守り体制の強化に取り組みます。
- (イ) 障がいのある人への相談窓口を充実することにより、個々の障がいに応じたきめ細かな相談を身近な地域で受けられるよう体制の整備を図るとともに、相談支援に関わる職員の資質の向上に取り組みます。また身体・知的障がい者相談員、民生委員・児童委員、障がい者団体等と連携し、相談支援に関する情報や課題の共有化を図るとともに、相談支援体制の充実に取り組みます。
- (ウ) 特別支援教育の内容を充実させるため、教員の資質向上に努めるとともに、各児童生徒に個別の教育支援計画を作成し、それぞれの子どもにあった計画的な支援に取り組みます。
- (エ) 総合教育センターにおける相談機能の充実を図るため、ひまわり発達相談センター等の関係機関との連携を図ります。また、発達障がい、不登校等多様化する相談業務に対応する専門職の配置に努め、総合教育センターの機能充実に取り組みます。
- (オ) 生活保護受給者、税金や保険料の公共料金の滞納者や滞りがちな人、その他の生活困窮者に対し、早期に、包括個別的で適切な助言・援助ができるよう窓口の充実を図ります。また、ライフライン事業者と連携し、料金の滞納等により供給停止を受けている、または受ける恐れのある潜在的な生活困窮者に対しても、援助が可能となるよう関係機関との情報の共有化に取り組みます。
- (カ) ひまわり発達相談センターでは、発達障がいのある子どもをはじめとした成長・発達に課題がある児童と保護者の相談支援の充実を図るとともに、ペアレントメンターの活用やピアカウンセリングの実施等保護者間の繋がりをつくり、対象児童の家族支援に取り組みます。
- (キ) 各障がいの分野に専門性を有する相談支援事業者との連携強化を図り、相談支援が必要な障がいのある人の把握と発見及び適切なケアマネジメントを提供できるように努めます。また民生委員・児童委員や地域の協力のもと、相談支援が必要な障がいのある人の把握と発見に取り組みます。
- (ク) 安心して子育てができるよう、子育てに関する情報提供や子育て相談を行う、こどもセンター・きらっ子ルームの周知を図ります。また、必要に応じて専門の相談機関と連携しながら個々の家庭に応じた支援に取り組みます。
- (ケ) 妊産婦及び乳幼児を対象とした健康相談、健康診査事業において、子育て等に関する相談に対応し、必要な情報を提供します。

- (コ) 様々な家庭の育児不安に対応するため、一人ひとりの子どもの置かれた状況の多様性を社会的に尊重し、個々のケースに対応した相談・支援を行います。加えて虐待の未然防止・早期発見・対応の体制を強化し、すべての子どもと子育て家庭が自立し、安心して暮らせるよう支援の充実を図ります。

習志野市の福祉資源



心配ごと相談所

社会福祉協議会では、市内 3 か所で定期的な「心配ごと相談所」を開設しています。

ここでは、家族や暮らしといった身近なことから、健康や医療といった福祉に関することまで幅広く相談を受け付け、相談者が悩みを一人で抱え込まず、心配ごと相談員が助言や援助を行い、相談の解決・解消に結びつくよう取り組んでいます。

また、必要と判断される場合には、より専門的な行政等の関係機関を紹介しています。

詳しい問合せは、**習志野市社会福祉協議会**まで

第 4 節 社会参加と生きがいつくり

現状と課題

誰もが社会参加できる地域社会とは、市民一人ひとりが、地域の中で自己実現を果たし、生きがいをもって暮らしていける社会です。

そのため本市では、ボランティア活動、「習志野市民カレッジ」や公民館活動等の生涯学習、高齢者の生きがい活動、障がい者や生活困窮者の就労支援による社会参加等を推進し、市民の社会参加の意識の向上を図ってきました。また社会福祉協議会においても、ボランティア・市民協働センターを中心に、地域活動の支援に取り組んできました。

しかし、社会参加の必要性を感じていない市民も少なくなく、加えて、人とのつながりが希薄化している社会においては、社会的に弱い立場に置かれている人が、物理的な生活環境を原因とするだけでなく、社会の仕組みや制度によって排除される現象も起きています。

そこで、社会活動へつなげるための活動の推進者の育成、人それぞれにあった活動の場の提供等を推進し、個々の生活に応じた様々な社会参加のあり方を示すことが必要です。

さらに、人々の絆を深め、あたたかく見守り、受け入れることのできる地域社会をつくり、すべての人が社会に居場所や役割をもち、生きがいをもって生活できる社会を醸成することが大切です。

施策の基本的な方向性

本市の市民意識調査等の結果では、市民の多くが地域活動に対する参加意向はあるものの、そもそもの活動内容を知らない、参加方法がわからない等、市民ニーズを生かせていない現状があります。

そこで、まずは市民が地域参加に楽しみや興味を持って加わることができるよう、町会・自治会等の活動による身近な地域での声かけや挨拶等の気軽なコミュニケーションを推進します。さらに、市民が自らの知識や経験を生かしながら、他者との交流を通じた生きがいつくりに参加できるように多様な福祉団体の紹介や活動内容の周知に取り組みます。

また、就労は、収入確保という目的もありますが健康維持、世の中の人のためになるという生きがいにもつながることから、就労を通じた社会参加の機会づくりに取り組みます

一方、子どもたちは、毎日の生活の大半の時間を学校社会の中で過ごしています。学校は、すべての子どもの多様性を尊重し、豊かな個性を育む学習活動への参加が保障されることが求められます。そこで「障害者の権利に関する条約」に基づく、障がいの有無に関わらず共に学びあい、育ちあう「インクルーシブ教育」に取り組みます。特別な支援を必要とする子どもたちに対して、学校社会への参加が図れるよう、長期的な視点をもって、教育環境の整備を図ります。

さらに、一人ひとりによって異なる能力や個性の豊かさを確認でき、意欲をもって社会参加できるように、文化・芸術・スポーツの持つ力を活用した生きがいつくりを進めるため、文化・芸術・スポーツ活動の推進の啓発、活動の支援に取り組みます。

ボランティア活動に対しては、社会福祉協議会をはじめ、福祉団体・事業者と連携し、市

民が、それぞれの関心・興味に応じた活動が可能となるよう、参加しやすい仕組みづくりに取り組めます。

そして、様々な社会参加の促進に取り組むことで、市民一人ひとりが生きがいを感じることのできる環境づくりに取り組み、誰もが地域の一員として生活できる地域社会の構築を目指します。

市民協働による取り組み

◇ 自 助

〔 市 民 〕の 取 組 み

趣味や地域の活動等、自分の生きがいをみつけて継続していきます。

地区の公民館や集会施設等を地域の交流や学習の場として活用するほか、生涯学習や地域活動情報についての収集・活用に取り組めます。

町会・自治会等やまちづくり会議等の最も身近な地域活動に出席し、社会参加に努めます。

◇ 共 助

〔 地 域 〕の 取 組 み

地域の行事や活動に誰でも参加しやすい配慮をし、地域で声をかけ合って参加者を増やし、地域の活動を活性化させます。

〔福祉団体・事業者〕の 取 組 み

福祉団体は、活動を通して接する人たちへ、町会・自治会等の活動をはじめ、趣味のサークル、就労の場等、身近な社会参加活動を紹介し、社会参加を勧めます。

福祉事業者は、多様な福祉団体と連携し、利用者との交流や娯楽を提供するとともに、地域とも連携し、施設利用者の社会参加の機会づくりに努めます。

〔社会福祉協議会〕の 取 組 み

地域福祉活動に参加意欲のある団体や個人に対して、市内 16 か所で展開している社協支部活動や市民活動団体の取り組み例を示しながら、社会参加やいきがいつくりの支援をしていきます。

◇ 公 助

(ア) 多様化する市民のニーズに応えられる魅力的な講座やカリキュラムを公民館、市民向けの講座等で提供します。また新たな利用者・参加者を確保するため、講座の実施については、多くの人が参加できるよう日時・場所・保育等に配慮します。

(イ) 市民カレッジについては、講義の内容及び進め方等、更なる充実を図り、卒業生への情報提供に努め、学びの成果を活用できる基盤整備の充実に取り組めます。

- (ウ) 市の広報紙や市ホームページを活用した情報提供の他、サークル活動等を集約し、市の窓口でも情報提供できる体制を整え、多くの市民の参加の促進に取り組むほか、障がいのある人を支援しているサークル活動等の取り組みについて積極的に周知します。
- (エ) 高齢者の持つ知識や技能を、さらに生かしつつ、生きがいやふれあいを楽しめるよう、「さくらの家」や「芙蓉園」での指定管理者の特性を生かしたサークル活動の促進、シルバー人材センターへの支援に取り組みます。
- (オ) 特別な支援を必要とする子どもたちに対して、自立と社会参加を促進するため、個別の教育支援計画に基づき、長期的な視点をもって、個々のニーズに合った支援を進めます。また教職員等に対する研修により、特別支援教育に関する一定の知識・技能を身に付けた職員の数を増やし、インクルーシブ教育システムの構築を目指します。
- (カ) 年齢や障がいの有る無しに関係なく文化・スポーツ活動への参加が促進されるよう、コミュニケーション支援や社会参加促進の場の提供等に取り組みます。

習志野市の福祉資源



習志野市ボランティア・市民活動センター

ボランティア・市民活動センターは、地域におけるボランティア活動及び市民活動を幅広く支援する拠点施設であり、社会福祉協議会が運営し、次の活動をしています。

- ①相談・紹介（ボランティア・市民活動先の紹介、ボランティアの協力が必要な人やボランティア活動をしたい人からの相談、ボランティア・市民活動中の相談）
- ②情報収集・提供（ボランティア・市民活動センターだより「風車」の発行、24 時間テレホンサービス 047-452-3999、ボランティア情報コーナー）
- ③イベントの開催及び図書・機材の貸出等
- ④ボランティア・市民活動に関する課題の研究・調査及びボランティアグループの育成、活動支援

ボランティア・市民活動センターでは、様々な情報の提供や協働活動の促進など、市民の皆様とともに活動を展開しながら、市民参画のまちづくりを進めています。

詳しい問合せは、**習志野市社会福祉協議会**まで

基本目標 2 認めあい、支えあい、助けあえるまち

第 1 節 地域交流とふれあいの場づくり

現状と課題

誰もがお互いを認め、地域の一員として社会参加し、活動できる身近な場所が地域には必要です。地域交流やふれあいの場があるということは、参加する市民にとって大切な自己実現の機会となります。

本市では、社会福祉協議会のある秋津地区に、福祉の一大拠点として「ふれあいゾーン」を整備し、市民主体の地域交流機能や支援が必要となる人々の生活支援機能を有する地域福祉活動の拠点をつくりました。東習志野地区には、県や地域の産学官民で連携し、様々な人がそれぞれの能力を活かしながら協力して暮らす「プレーメン型地域社会づくり」を進める取組みとして地域交流拠点の「プレーメン習志野」があります。

また、身近な地域における付きあいを深めることができるよう、高齢者ふれあい元気事業等を通して、高齢者を中心とした地域での世代間交流を促進する等、日頃からの声かけ運動や町会・自治会等への地域活動の支援等、様々な交流の場や機会の充実を図っています。その中でも、全市的な活動としては、世代間・地域交流行事としての「習志野きらっと」、世代や障がいを超えて互いを理解する「習志野市福祉ふれあいまつり」等を開催して、例年、多くの市民や各組織・団体の協力による運営や企画が催されています。

一方、地域に目を向けると、町会・自治会等や連合町会において、地域まつり・旅行・講演会等の企画、まちの美化活動、緑化活動等、活発な活動に取り組んでいる団体が多数あります。しかし、地域住民の意識や生活環境の多様な変化によって、以前ほどの近所づきあいもなくなり、近所とのコミュニケーションも弱まりつつあります。

そのような状況の中で、市内 16 か所で展開している社協支部では、地域住民や福祉団体の協力を得て「ふれあい・いきいきサロン」を開催しており、高齢者や障がい者、子どもが交流できる場所づくりに取り組んでいます。

サロン活動は、居場所づくりのほか、世代間・地域間交流の場としても機能していますが、こうした社交場としての地域交流を促進することは、失われつつあるコミュニティの再生や、新たなコミュニティづくりを図る上で重要な取組みとなります。また、地域ニーズを話しあう場を、貴重な「地域のふれあい」として捉え直していくことは、地域福祉の意識づくりを啓発する上で、重要な機会となります。

施策の基本的な方向性

本市では、市民同士が交流し、地域の絆が強まるような活動の支援を図るとともに、地域の交流の場の創出に取り組みます。

まず、地域の人々が気軽に声をかけあい「顔見知り」となるきっかけづくりを行うとともに、多様な機会を通して交流することができるよう、おまつり、旅行等の世代間交流、居場所づくり等の支援に取り組みます。また、自助と共助を重視した社会福祉協議会のサロンに代表される交流の場は、支えあいや助けあいの場として、より多くの市民の自発的な活動や参画が得られるよう、周知の強化を図り、活動を支援します。

また、本市特有の「ふれあいゾーン」や「ブレーメン習志野」といった福祉資源を有効活用し、新しい地域交流やふれあいの場の創出を進めます。

そして、子ども、障がい者、高齢者を含めた様々な人が地域交流し、ふれあうことによって社会におけるそれぞれの活動の場を確保し、自己実現し、すべての人が認めあって生活できる地域社会の構築を目指します。

市民協働による取り組み

◇ 自 助

〔 市 民 〕の 取 組 み

地域の一員として、挨拶や声かけをし、地域や行政等の取り組みや行事に積極的に参加します。また、隣近所に住むひとり暮らしの高齢者や子育て家庭、障がい者等への見守り、声かけ等、日常の暮らしの中でお互い支えあう気持ちを持ちます。

◇ 共 助

〔 地 域 〕の 取 組 み

地域でのつながり意識を高めるため、挨拶や声かけ等の他に、地域のまつり、旅行、「習志野きらっと」等の地域の行事に取り組み、交流に努めます。

社会福祉施設の交流スペース等を利用した施設利用者との交流や、地域行事への参加の呼びかけ等、地域の一員として社会福祉施設や施設入所者と交流します。

〔福祉団体・事業者〕の 取 組 み

福祉団体は、活動を活性化するとともに、地域における活動等に協力する等、他団体との連携を図り、市民の地域交流の機会づくりに協力します。

福祉事業者は、ボランティアの受け入れ、施設の一部を地域に開放して交流をする等、地域とのつながりが持てる機会を作るよう努めます。

〔社会福祉協議会〕の 取 組 み

ふれあい・いきいきサロンや子育てサロン、ひとり暮らし老人食事サービス事業等の社協支部活動を通じて、地域交流とふれあいの場の充実を図ります。

◇ 公 助

- (ア) 高齢者ふれあい元気事業、地域・世代間交流の場となっている町会・自治会等の行事、サロン活動等社会福祉協議会の支部活動の広報周知を強化し、より多くの地域の方々に参加していただけるよう取り組みます。
- (イ) 地域が高齢者を敬愛すると共に、子どもから高齢者まで幅広い世代が参加することで多くの高齢者が地域の方々とふれあうことを目的とした「高齢者ふれあい元気事業」を町会・自治会等が広く実施できるよう支援していきます。
- (ウ) 世代や障がいを超えてすべての人がふれあうイベントである「福祉ふれあいまつり」、障害福祉サービス事業所の開催イベント、物品等の販売、福祉交流スペース・ふれあいゾーンの活用等により、地域における新たなふれあいやつながりの創出と周知に取り組みます。
- (エ) 幼稚園・保育所・こども園を地域に開放する等、孤立しがちな子育て家庭の負担軽減を図るほか、こどもセンター・きらっ子ルームの充実等に取り組み、子ども同士のふれあい、保護者同士の交流、育児情報の提供の場づくりに取り組みます。併せて育児サークルの育成・交流等の支援に取り組みます。
- (オ) 乳幼児を連れて、安心して外出できる環境を整えるため、授乳やおむつ交換ができる場である子育て応援ステーションとして、事業所等の協力を得て、子育て家庭を地域で支える機運の醸成に取り組みます。
- (カ) 地域コミュニティの再生と商店街のにぎわいの促進を図るため、子育て支援や高齢者交流のためのコミュニティ施設等、商店街の空き店舗等を活用した地域交流施設等の設置に取り組みます。また、事業者や大学、住民等との連携により、商店街の行う共同イベント等を支援し、地域に愛され、特色と魅力ある商店街づくりに取り組みます。
- (キ) あらゆる世代の健康づくりや様々な活動、憩いの場となる公園や緑地を、安心・安全に利用できるよう整備の推進を図るとともに、市民参加による公園等の維持管理や花壇づくり等、緑を支える市民活動の推進に取り組みます。

第 2 節 地域の見守りと子どもの健全育成

現状と課題

お互いが地域の一員として、支えあって健全な生活を送るためには、地域の一人ひとりが自分の可能な範囲で地域での役割を見つけ、活動を担うことが大切です。

本市の地域での支えあいの仕組みづくりとして、高齢者に対しては一般事業者や地域と協力した「習志野市高齢者見守りネットワーク」、地域や高齢者相談員等による高齢者向け情報紙「かわら版」の戸別配布等で、高齢者を地域で支える活動に取り組んでいます。

また、民生委員・児童委員は、高齢者に限らず、地域で見守りの必要な人への見守り活動を行っており、さらに、町会・自治会等の協力、または自主的な活動として、登下校中の子どもの見守りや、地域への声掛け、または行事等をとおした地域による見守りも行われています。青少年相談員連絡協議会では、社会全体で青少年の成長を支え守り育てていくことを目的に、子どもたちに、「少年リーダーおもしろ体験講座」等を通して、ふれあいやものづくりの体験をさせるなどの活動をしています。

このような活動や情報を通して、地域が互いに支えあって、助けあうことのできる地域社会の構築に取り組んできました。

しかし近年では、少子高齢化の進展や家族・地域のつながりの希薄化等を背景に、ひとり暮らしの高齢者の孤立や児童への虐待等、これまで大きく取り上げられることのなかった問題が、身近な地域課題として指摘されるようになりました。

そのため、誰もが安心して暮らすことができるよう、課題の解決や支援を図る必要があります。従来の地域の支えあいの仕組みを、さらに強化していくことが求められます。特に、心身の成長過程にある子どもの社会規範や道徳の順守、非行等の抑止は、家族だけではなく、地域で子育て・子育を支えるという視点に立つ必要があります。

そのためには、地域住民の参画はもちろん、地域ネットワークを再構築していくとともに、学校や警察等の関係機関との連携が大切です。

施策の基本的な方向性

本市では、地域の見守り活動へ意欲的な団体が多く、地域福祉の一助となっています。

今後も、民生委員・児童委員や高齢者相談員等の福祉団体・事業者との連携に努め、見守りも含めた地域での支えあい活動の促進に取り組めます。

また、さらにきめ細かな見守り体制として、地域住民・地域で活動している民間事業者によるゆるやかな見守り活動を進めていきます。

体制の構築にあたっては、地域における孤立・孤独を防ぐために、地域での相談体制を充実し、日常生活上の問題や悩み等を抱える市民を早期に発見し、適切な福祉サービスや福祉活動につなげる環境を整えていくとともに、支援を必要とする市民を身近な地域で支えるネットワークの構築に取り組めます。

特に子どもの問題は、家庭環境等に影響されることが大きいことから、身近な地域と学校、福祉団体等の連携の強化を図りながら子どもの見守りを進めるとともに、その家族や家庭環

境も含めた包括的な支援体制を構築し、子どもの健全な育成支援に努めます。

そして、地域全体で生活課題を認識し、解決に向けての活動を推進する活力のある地域社会を目指します。

市民協働による取組み

◇ 自 助

〔 市 民 〕の取組み

地域の中の様々なつながりや活動に興味を持ち、積極的に情報収集します。また同じ関心のある仲間とつながり、積極的に地域の活動に加わります。

◇ 共 助

〔 地 域 〕の取組み

地域において、近所付き合いを深め、仲間づくりや情報交換を通して、挨拶や声かけ等の日常的な交流による見守りを行います。

「パトロール中」のパネルを自転車に付けた「子ども110番の家」に登録する等、地域の子どもの安全を見守ります。

家庭で介護をしている人が集う「つどいの場」等、理解し合える仲間づくりをします。

〔福祉団体・事業者〕の取組み

福祉団体は、手助けが必要な、孤立しがちな人を地域で支える活動を展開して、地域で生活する上での安心につなげます。

民生委員・児童委員や高齢者相談員は、ひとり暮らしの高齢者、障がい者等見守りが必要な人を訪問し、支えます。

民生委員・児童委員は、学校や行政と連携して地域の子どもの状況把握をし、地域で子どもや家庭を見守る等、青少年の健全育成に寄与します。

福祉事業者は、在宅等の福祉サービス提供の機会を通じて、サービス利用対象者だけでなく、地域の見守りに協力します。

〔社会福祉協議会〕の取組み

ふれあい・いきいきサロンや子育てサロン、ひとり暮らし老人食事サービス事業等の社協支部活動を通じて、地域交流とふれあいや見守り活動（ゆるやかな安否確認）等を行います。

◇ 公 助

- (ア) 高齢者見守りネットワークとして、民間事業者や地域住民等、多くの人による見守り活動が引き続き行われるよう、事業の周知啓発に取り組みます。
- (イ) 高齢者の情報提供ツールとして「かわら版」を作成し、高齢者の見守り等課題を抱えている町会・自治会等に配布し、地域住民のコミュニケーションを図っていきます。
- (ウ) 徘徊のおそれのある人には、介護保険の関係事業者、制度ボランティアと連携を図り、介護保険サービスや徘徊探索機の利用を勧める等、徘徊による行方不明を事前に防ぐよう取り組みます。また警察とも連携をとりながら広報活動に努め、より速やかに発見できるようにします。
- (エ) 子育ての不安や負担感が高まる中で、地域との連携を図りながら親子がふれあうことの大切さを伝えます。それとともに子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できるよう、場の提供を引き続き行います。
- (オ) 家庭や地域の子育て力の低下や地域のつながりの希薄化が懸念される中、地域やボランティアの支援を得ながら地域による子育て支援を推進し、地域全体で、子どもや子育て家庭を見守る体制づくりを推進します。また児童生徒の登下校時の安全確保のため「子ども110番の家」の推進と制度の充実に努めます。
- (カ) 子ども会育成会連絡協議会・青少年相談員等の事業を援助し、青少年の健全育成の推進に取り組みます。また、学校が休みの土曜日・日曜日や長期休業日に、親子、異年齢の子どもとのふれあいや豊かな心を育てることを目的として実施している「子ども講座」の充実に努めます。
- (キ) 放課後児童会の運営の充実に努めるため、施設環境の改善や指導員の指導力向上を推進します。

習志野市の福祉資源

▶ 高齢者見守り事業者ネットワーク

本市では、高齢者を地域で見守る「習志野市高齢者見守りネットワーク」の一環として、新聞販売店、郵便事業者、牛乳販売店、宅急便事業者等の高齢者の御自宅へ訪問する事業者の皆様にご協力をいただき、訪問時に高齢者の「ちょっとした変化や異変」に気づいた際に情報提供をしていただく「習志野市高齢者見守り事業者ネットワーク事業」を実施しています。

詳しい問合せは、**保健福祉部 高齢者支援課**まで

第 3 節 市民協働と地域課題の共有

現状と課題

地域住民が、お互いを認めあい、支えあって生活するためには、その生活課題や地域の課題を明らかにし、一緒に解決に向かって対処することが大切です。

特に、地域住民同士が意見を出しあい、地域課題やニーズを明らかにして、課題解決の方法等を見出すことは、地域福祉を根付かせる上で重要な作業です。

本市では、「習志野市市民協働基本方針」のもと、協働推進の場として、「市民協働インフォメーションルーム」の設置や民間の地域情報ポータルサイト「まいぷれ（習志野市）」※への市民活動団体情報の掲載を行い、日常的な情報交流の機会の提供、活動の支援に努めています。また、発達支援施策の質的向上を図る「市民協働こども発達支援推進協議会」や地域における障がい福祉に関する関係者の連携及び相談支援の体制を協議する「障がい者地域共生協議会」は、市民協働で施策を推進することを重視しています。

さらに、本市が昭和 43（1968）年から導入している「地域担当制」は、職員が地域に入って、地域の課題や要望を把握し、その対応を市民と一緒に検討し、ともに地域をつくり上げようという制度です。

その地域を担当する職員、「地域担当職員」は、住民本位のきめ細かいまちづくりを推進するため「まちづくり会議」の一員となっています。「まちづくり会議」は、町会・自治会等のほか、各種団体、制度ボランティア、消防団、学校 P T A 等地域に関わる様々な人が、地域に関わる諸問題を考え、解決策を討議するもので、市内 16 か所で開催しています。このように「まちづくり会議」は、地域と行政の相互理解を深め、それぞれの地域の特性を活かした住みよいまちの実現に向けて、様々な活動を行っています。

一方、地域単位の基礎となる町会・自治会等への加入率が低下しています。地域によっては、地域づくりや地域活動に課題を抱えているところがある一方、市民ニーズとして町会・自治会等の活動へ期待する意見も多いことから、本市としても地域と連携し、協働型社会の構築をすすめていく必要があります。

※「まいぷれ（習志野市）」<http://narashino.mypl.net>

施策の基本的な方向性

本市の市民は、地域活動に対して強い関心があり、地域の一員として地域の活動に参画し、地域課題に対処する機運のあるまちです。

本市基本構想では、「協働型社会の構築」を重点プロジェクトとして掲げているところですが、地域福祉の観点からも、市民参画による地域づくりを中心とした福祉施策に取り組みます。

そのため、地域での「まちづくり会議」等の活動を周知することはもちろん、市民一人ひとりに色々な形で市民参画を果たしてもらい、より多くの市民に地域福祉の担い手となってもらえるよう、その地域活動を支援します。

また、市民の生活課題や地域課題の共有にあたっては、地域住民同士の助けあいや支えあいを基本として、人的・物的資源等の地域資源を活用しながら、「新しい公共」の考えのもと、地域の力で問題を解決する体制づくりを支援します。

本市では、これまでも市民協働のまちづくりを進めています。地域福祉の推進にあたっては、市民協働による福祉課題の解決に向けて、支えあい、助けあいを基本とする連帯感のあるまちづくりを目指します。

市民協働による取組み

◇ 自 助

〔 市 民 〕の取組み

町会・自治会等の活動、地域の福祉活動を支える社協支部や制度ボランティアの活動に参加するようにします。また、「まちづくり会議」に参加し、地域の課題や福祉活動について考える等、地域活動への積極的な参加に努めます。

◇ 共 助

〔 地 域 〕の取組み

関係団体等との連携のもと、地域でできるボランティア活動を実施します。また、「まちづくり会議」等において、地域の課題を解決する方法について話し合います。

〔福祉団体・事業者〕の取組み

福祉団体は、他団体等と連携して地域で実施可能な福祉活動を展開して、地域の市民協働の機運を高めます。また、「市民協働インフォメーションルーム」を積極的に活用し、団体活動の活性化に努めます。

福祉事業者は、まちづくり会議や町会・自治会等の地域組織と連携し、地域における福祉のネットワークの構築に努めます。

〔社会福祉協議会〕の取組み

習志野市が提唱する「一市民、一ボランティア」を推進するため、地域福祉に関わるボランティア活動や市民活動の推進に取り組みます。また社協支部活動は、様々な地域課題を住民の手で解決する仕組みとして、住民参加型家事援助等サービス事業や地域福祉フォーラムを行ってきました。これらの活動をさらに発展的に継続していくため、担い手となるボランティアを募集していきます。また、関係機関と連携をしながら、ボランティア活動に取り組みやすく、そのボランティアが継続的に活動できる環境づくりに努めます。

◇ 公 助

- (ア) 市民、市民活動団体、企業、学校等が協力・協調し、地域課題を解決するという「市民協働」の基本的な考え方の理解を深めるとともに、市民との協働を進めながら、地域福祉の充実に努めます。
- (イ) 福祉団体間の連携を図るため、地域で活動する町会・自治会等、ボランティア団体、NPO法人等を交えて情報交換及び協議を行う新たな地域ネットワークの構築を検討します。特に地域福祉の中核的な存在として事業を展開している社会福祉協議会とは、連携体制を強化していきます。
- (ウ) ボランティアやNPO法人等の市民活動団体に携わりたい市民を育成し、活動しやすい環境を整備するとともに、ボランティア・市民活動センターと連携し、情報交換・交流等の推進に取り組みます。併せて、活動の担い手及び団体の会員を募集している市民活動団体とボランティア活動を始めるきっかけが掴めない市民をマッチングさせる「地域デビュー支援事業」に取り組みます。
- (エ) 事業者を対象としてバリアフリー等のハード面の整備や従業員のバリアフリー教育等障がいに対する理解と知識の普及に努めます。また障がいのある人にやさしい事業活動のあり方について検討し、民間事業者、NPO法人等との協力体制の推進に取り組みます。
- (オ) 男女共同参画の視点に立ったまちづくりを推進するため、ステップならしの（男女共同参画センター）登録団体による連絡会の実施等を支援し、登録団体間におけるネットワークの構築に取り組みます。
- (カ) 健康づくりや介護予防にかかわるボランティア活動は、地域包括支援センターも含め、高齢者保健、高齢者福祉の関係部署が連携を図りながら、その活動を支援します。市民同士が地域で支え、支えられる仕組みづくりが定着するよう、関係団体とともに協働で取り組みます。
- (キ) 市民に認知症を正しく理解してもらうため、子どもから大人までを対象に「認知症サポーター」養成講座を開催する等、認知症の正しい理解の普及・啓発に取り組みます。

- (ク) 家庭で介護をしている人同士が集う「つどいの場」へ、多くの介護者の参加を促すために、ケアマネジャーに対して情報提供を行います。また「つどいの場」を必要としている介護者の現状を把握し、新たな事業展開の必要性についての把握に取り組みます。
- (ケ) 地域ぐるみの子育て支援体制を確立するため、子育てネットワークの充実を図り、関係機関との連携を強化・推進し、地域で支える子育ての機運の充実に取り組みます。

習志野市の福祉資源

まちづくり会議

まちづくり会議は、地域の皆さんによる組織で、より良いまちづくりのために、町会・自治会等をはじめ、地域に関わるさまざまな人と行政と一緒に考え、地域の問題解決を図るほか、地域の皆さん同士の交流や地域と行政の相互理解を深めることを目的として開催されています。それぞれの地域がその特性を生かしながら、住みよいまちの実現に向けて、さまざまな活動を行っています。

【まちづくり予算会議】

各まちづくり会議では、毎年、市の予算編成前にまちづくり予算会議を開催し、地域の問題点や改善点等を話しあい、「まちづくり会議からの要望」として市へ提出しています。市の担当部局では、提出された要望書の内容を精査し、次年度予算の計上の是非について検討します。

まちづくり会議からの要望の結果については、市の地域担当職員が直接回答するほか、市ホームページで公開しています。

【地域行事の開催】

まちづくり会議では、地域の住環境について検討する中で、パトロール等の防犯活動や敬老事業等の福祉事業、地域清掃や近隣小学校と協力した「花いっぱい花壇づくり事業」の環境活動など、地域の特性に合わせた活動を企画し、実施しています。

詳しい問合せは、市民経済部 協働まちづくり課まで

第 4 節 権利擁護と福祉・人権教育の推進

現状と課題

認知症高齢者や障がい者のように一人で福祉サービス等を選択したり決定したりすることができない、かつ一緒に考える家族もいない人に対し、権利侵害の予防や対応、権利行使の支援を行う権利擁護の必要性が高まっています。

本市においても、地域包括支援センターや社会福祉協議会、民生委員・児童委員等と連携を図り、成年後見制度の利用支援を行ってきました。

地域福祉を推進するにあたり、社会的に弱い立場にある人達の人権を守り、その権利を擁護する取組みも盛んに行われています。

障がい者の虐待を未然に防止し、虐待を受けた場合には保護等を図るための障がい者虐待防止センターの設置、市民後見人の養成に向けての取組み、さらに社会福祉協議会においては、高齢者、障がい者等支援を要する人に対する権利擁護の相談、福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）等です。

また、心理的虐待、ネグレクト（放任型虐待）が特に増えてきている子どもへの虐待防止には、子育て支援相談室を中心に「ならしのこどもを守る地域ネットワーク」を組織し、警察、児童相談所、市の行政機関等だけでなく医療機関、民間団体も含めた連携体制を組んで対応しています。

さらに近年では、DV（配偶者間の暴力）が表面化してきており、本市においては、相談窓口を設置しているとともに、県の配偶者暴力相談支援センター指定を受けている習志野健康福祉センターと連携し、DV被害者への支援を幅広く行うとともに、男女共同参画基本計画の分野別計画（DV防止対策編）の策定と周知に取り組んできました。

また、社会問題化してきたいじめについても、各学校が生徒指導体制や教育相談体制づくりに取り組み、人権教育を推進することで、いじめや不登校の早期発見・早期対応に努めてきました。

このように、権利擁護の支援を必要とする人は、今後も増加することが見込まれることから、各種福祉サービスの周知・充実を、一層図る必要があります。

本市では、人権擁護委員の活動として、市民対象の人権相談や市内小学校での人権教室を実施する等、市民への人権意識の啓発に努めていますが、特に、心身ともに未発達な子どもへの人権意識の啓発は非常に重要です。

人権は、すべての人に認められた権利であり、国民の基本的人権として保障されなければならないものです。すべての人が人権侵害を許さない社会を目指すためには、市民一人ひとりが、人権についての意識を持ち続けることが必要です。

施策の基本的な方向性

市民の人権意識を高めるために、権利擁護や虐待防止についての啓発活動、様々な世代への福祉教育等、福祉意識を高める活動を行い、すべての人の権利が守られる地域社会の醸成に取り組めます。

また、虐待やDV等法的支援が必要となる権利擁護に関する問題については、地域包括支援センター、障がい者虐待防止センター、子育て支援相談室、男女共同参画センター等、市の機関に通報する義務の周知・啓発を強化します。そして速やかに関係機関へつなげられるよう、警察、中央児童相談所、千葉県障害者権利擁護センター等の関係機関との連携の強化を図ります。

社会問題化している、いじめについては、子ども同士だけでなく、世代間の交流等を図って、児童生徒のコミュニケーション能力の向上を図ります。また発達段階に応じた児童生徒の理解と組織的な対応を充実させるとともに、家庭・地域・関係機関との連携を密にとりながら、いじめの未然防止、早期解消に取り組めます。そして、子どもが感動する豊かな体験活動や、道徳性や社会性を育成する「心の教育」を推進し、豊かな心を育む教育の推進に努めます。

本市では、市民が一人で悩まずに、家族や地域が本人を支え、助けあう社会環境づくりを通して、互いに尊重しあうことのできる地域社会の構築を目指します。

市民協働による取組み

◇ 自 助

〔 市 民 〕の 取 組 み

日頃から見守りの意識を持ち、虐待等の深刻な状況を把握したときは行政等の関係機関へ通報し、問題の抑止・防止に協力します。また、他の人の手助けが必要な状況にある要保護者に気付いた場合は、民生委員・児童委員等や関係機関に連絡するように努めます。さらに、人権意識を持つために、自分と同様に他人を理解し、お互い認めあう意識を持つようにします。

◇ 共 助

〔 地 域 〕の 取 組 み

虐待や権利侵害が見受けられたときは、行政等の関係機関へ通報する等して助けあう土壌のある地域にします。

〔福祉団体・事業者〕の 取 組 み

福祉団体は、権利擁護・人権を意識して活動し、地域の人への理解を広めるよう努めます。また、活動の中において、権利侵害、または権利擁護の必要があると思われる対象者がいた場合は、関係機関へ速やかに連絡します。

特に人権擁護委員は、すべての人が持っている人権についての理解が深まるよう啓発するとともに、幼稚園や小中学校において人権教室を開催し、発達段階に応じた教育を推進していきます。

福祉事業者は、利用者の基本的人権を尊重したサービスを提供するとともに、権利侵害がある、または権利擁護の必要があると思われる利用者がいた場合は、関係機関へ速やかに連絡します。

〔社会福祉協議会〕の 取 組 み

関係団体と連携を図りながらサービス利用に結び付いていない要支援者の把握に取り組みます。また、判断能力が不十分な人を支援する福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）の利用方法について、地域住民や、民生委員・児童委員、福祉事業者等への周知を図るとともに、利用促進に取り組みます。

◇ 公 助

- (ア) 権利擁護・成年後見制度に関する周知啓発、情報提供を行い、虐待の未然防止や早期発見、成年後見制度の利用促進等の円滑な対応に取り組みます。また、人権を侵害されている人や必要とされるサービスを受けられない状況にある人を関係機関と協力して把握し、支援します。
- (イ) 様々な事業を通して、関係機関と連携を図り、虐待の予防、早期発見に努めます。高齢者に対する虐待については「地域包括支援センター」が、障がい者に対する虐待については「障がい者虐待防止センター」が中心となって、民生委員・児童委員や関係機関と連携しながら継続的な支援を行い、適切に対応します。
- (ウ) 子どもへの虐待については、養育支援家庭訪問事業や子育て支援相談室での相談・支援をするとともに、児童相談所との連携を図り対応します。さらに、「ならしのこどもを守る地域ネットワーク」では関係機関との連携強化に努めるとともに、研修等を開催し、児童への虐待防止に取り組みます。
- (エ) 配偶者暴力相談支援センター等 DV に関する相談窓口について、チラシ等の配布や広報紙、市ホームページ等の掲載により周知に努め、DV 被害者を支援します。
- (オ) 人権擁護委員による人権相談の広報、周知に努め、相談利用の促進に取り組みます。また学校教育の一環として人権擁護委員による人権教室を実施します。
- (カ) 幼児期からの発達段階を踏まえ、人権尊重の精神の芽生えが感性として育まれるよう、人権教育の機会を提供します。特に、学校教育においては、学校教育活動全体を通じて「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」という人権尊重の意識を高めるよう教育指導や学校運営に努めます。
- (キ) 認知症を正しく理解してもらうため、子どもから大人までを対象に認知症サポーター養成講座を開催するほか、認知症の正しい理解の普及・啓発に取り組みます。
- (ク) 認知症やひとり暮らし高齢者の増加に伴い、成年後見制度が必要となる人が増えることから、弁護士などの専門職だけでなく、同じ地域に住む市民が後見人として業務を担えるよう、「市民後見人」の育成と市民後見人の活動を安定的に実施するための支援体制を整え、地域で支える成年後見のしくみづくりに努めます。

基本目標 3 安全で安心して住み続けられるまち

第 1 節 地域のニーズに対応したサービス提供の促進

現状と課題

市民が、住み慣れた地域で生活を続けるためには、その地域での生活に必要なサービスを提供し、包括的、かつ継続的な支援体制の構築を図ることが必要です。

特に近年は、住み慣れた地域での在宅の生活を望む人が増えていることから、公助の適切なサービスを利用しながらも、共助の視点で、地域や福祉団体等による福祉ニーズに応じた活動に取り組んでいくことが求められます。

そのため本市では、市民や福祉団体・事業者の協力のもと、行政対応だけでは難しい、包括的な支援による共助の支えあいを推進してきました。

高齢者の福祉ニーズに対応するために市内 5 か所の「地域包括支援センター」における包括的・継続的ケアマネジメント体制の推進、障がい者福祉では本人の生活状況に応じた地域生活支援事業、子育て支援としては育児・家事支援等を目的とした利用者と提供者が相互で支えあう「ならしのファミリー・サポート・センター」の実施等です。

ますます増え続け、多様化する市民ニーズに対しては、これからも行政だけで把握し対応することは難しく、さらに、個々に応じたきめ細かなサービスを提供していくことにも、限りがあります。

そこで、地域の実情を最もよく把握している市民や地域からニーズを吸い上げ、社会福祉協議会をはじめ、地域、福祉団体・事業者のパワーを活用した本市独自の福祉サービスの提供を進めることが必要です。

施策の基本的な方向性

本市では、在宅でのサービス提供を求める市民が多く、地域での安定した生活の支援に取り組む必要があります。

そこで、生活支援が必要となる人々への包括的な支援体制の構築に取り組んできましたが、さらに機能的な充実を図るために、社会福祉協議会、福祉団体・事業者が市民ニーズに合ったサービスを提供できるよう、市民ニーズの調査、情報の提供体制の構築を図ります。

また、市民一人ひとりが、経験したり、感じたりした地域のニーズを、支援する側に情報提供できるよう、町会・自治会等や福祉団体等と連携し、地域ニーズの把握や関係機関へ要望のしやすい体制づくりに取り組みます。

市は、市民ニーズの把握、その情報の提供や共有を通して、地域のニーズに合った市民や福祉団体等の活動を支援し、地域自らの考え方によって地域福祉を推進していくことのできる、主体的な地域社会の構築を目指します。

市民協働による取組み

◇ 自 助

〔 市 民 〕の 取 組 み

自分が必要とする福祉サービスを提供しているところを探したり、要望したりして、地域のニーズを発信します。

また、「ならしのファミリー・サポート・センター」等、相互援助活動に可能なかぎり協力します。

◇ 共 助

〔 地 域 〕の 取 組 み

地域における助けあいにより、お互いの在宅生活を支えあい、地域主導・住民主体の地域福祉の推進に努めます。

〔福祉団体・事業者〕の 取 組 み

福祉団体は、地域のニーズを把握するとともに、自らが取り組める専門分野について、積極的に活動します。

福祉事業者は、自らできる分野について不足している福祉サービスの拡充に努めます。また、地域の福祉拠点として、地域との交流から、地域の福祉ニーズを把握し、行政等へつなげます。

〔社会福祉協議会〕の 取 組 み

誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、行政や関係機関と連携を図りながら、福祉サービスの充実やニーズに対応したサービス提供の促進に取り組んでいきます。

◇ 公 助

- (ア) 高齢者が要介護状態になっても可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、①医療、②介護、③予防、④住まい、⑤生活支援サービスの5つを一体化して提供する「地域包括ケア」システムの構築に取り組みます。
- (イ) 障がいのある人のニーズを把握し、障害福祉サービスや日常生活に密着したサービスである地域生活支援事業の基盤整備に取り組みます。
- (ウ) ケースワーカーは、福祉・保健・医療・教育等それぞれの分野のサービスを十分に把握してサービスを必要としている人のケアマネジメントが行えるよう、資質向上に努めます。
- (エ) 障がい者地域共生協議会のネットワーク機能を活用し、障がい者団体との交流を一層推進し、地域生活における潜在的な課題や様々なニーズの把握に取り組むとともに、障がいのある人の支援に役立つ社会資源の把握・開発と必要な人への情報提供に取り組みます。

- (オ) 高次脳機能障がいや発達障がい等、新たな障がいに対して、家族を含めた相談体制を整備し、個々の状況に応じたサービスの提供や必要なサービスの提供体制の構築に取り組みます。
- (カ) 通常保育の受け入れ枠の拡大や延長保育時間の拡大、休日保育等に民間保育事業者のノウハウによる多様なサービス力を活用し、多様な保育サービスの充実に取り組みます。
- (キ) ファミリー・サポート・センター事業として、育児・家事支援、ショートステイ（児童の宿泊を伴う預かり）、こどもセンターでの会員同士の預かりを行い、子育て家庭を支援します。加えて、会員の確保、研修内容の充実に努めます。

習志野市の福祉資源

地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者の皆さんが住みなれた地域で安心して生活を送るための、総合的な相談・支援の窓口です。

地域包括支援センターでは、社会福祉士・主任ケアマネジャー・保健師・看護師などの専門職種が、介護保険をはじめとする保健・医療・福祉などのさまざまなサービスを包括的・継続的に利用できるように支援しています。

また、高齢者相談員や民生委員・児童委員等と連携し、地域の福祉状況や情報、課題の共有に努めており、地域の高齢者福祉の拠点として機能しています。

〔市内 5 か所の地域包括支援センター〕

谷津地域包括支援センター、秋津地域包括支援センター、津田沼・鷺沼地域包括支援センター、屋敷地域包括支援センター、東習志野地域包括支援センター

詳しい問合せは、**保健福祉部 高齢者支援課**まで

第 2 節 地域の防災・防犯体制の推進

現状と課題

地域福祉推進のためには、自助・共助の取組みが大切ですが、一般的に公助の意識が強い防災・防犯活動についても、市民一人ひとりが自助・共助を意識し、地域で協力した安心安全な地域づくりに努める必要があります。

地域福祉においては、「市民自らが自らの身の安全とまちを守る」という意識を高め、日頃からの地域の付き合いを通じた情報の共有によって、地域の防災及び防犯力を高めていくことが重要となります。

本市では、緊急時や災害時等に高齢者や障がいのある人等の支援を行う避難行動要支援者名簿を作成しましたが、対象者の情報を常に最新のものとするために、民生委員・児童委員、高齢者相談員と連携し、要支援者の日常的な把握に努め、緊急時や災害時における支援体制づくりや取組みの充実を図ってきました。地域においても、その地区において支援を必要とする人を把握し、同様に支援体制を整えている所もあります。

また、犯罪のない安全で安心なまちづくりが地域に根付いていくためには、日常生活の中で市民が防犯意識を継続して持ち続けることも自助の取組みとして大切な心がけであり、地域で行われる町会・自治会等の防犯パトロールや「キラット・ジュニア防犯隊」による、防犯意識の周知・啓発は、市民協働の共助の仕組みがしっかりと構築できていると言えます。

今後はさらに、不安や危険といった緊急課題に対して、地域主体で対応ができるように、地域の中において、問題点や不審点を認識かつ共有していく仕組みづくりを図るとともに、安心安全な地域づくりを目指して、日頃から地域に目を向け、共助のための地域付き合いを深めていくことが重要となります。

施策の基本的な方向性

「公助」として本市は、地域及び関係機関等と連携し防災・防犯体制を充実させるとともに、市民の防災・防犯に対する意識の向上、知識の普及啓発活動の推進を図ります。

防災対策としては、地域防災計画を指針として、日ごろから実践的な訓練を行い、防災意識の高揚に取り組むとともに、災害発生時における被害を最小限とするため、市や関係機関が行う「公助」の体制強化はもとより、自主防災組織の活動支援や訓練の実施等により、市民の「自助」「共助」の向上に取り組めます。

防犯対策については、近年、犯罪の多様化、巧妙化を背景に、子どもや高齢者等の社会的弱者が被害者となる凶悪犯罪が発生しています。このため、防犯体制の強化が強く求められていることから、本市は、市民・事業者と連携を取り情報の共有化を図るとともに、自主的な防犯活動を行う団体の活性化を図る等協働による防犯活動を推進します。

また、自助・共助・公助の役割を明確に示すことで、市民が安心して生活でき、いざという時にも助けあいの気持ちを持った地域社会の構築を目指します。

市民協働による取組み

◇ 自 助

〔 市 民 〕の取組み

防災においては、平常時から自分の身は自分で守ることを基本とし、家庭内備蓄や家具転倒防止措置等の準備や避難場所、避難経路の確認等の心構えをしておくとともに、災害発生時には、周りの人と協力して避難行動をとるようにします。

防犯においては、自分たちのまちは、自分たちの手で守るという「自主・自立の精神」を基本に、自ら安全の確保に努め、地域における安全・安心のまちづくりのための活動に相互の理解と協力のもと自主的に取り組むこととします。

◇ 共 助

〔 地 域 〕の取組み

防災においては、日頃からの付き合いと情報の共有によって、地域の支援体制を構築しておきます。また、隣近所の高齢者、障がい者、乳幼児、その他の災害時に配慮を要する人を把握し、災害時には避難の支援に努めます。さらに、自治会活動を通じ、防災対策の必要性の周知に努めるとともに、防災訓練を通じ、避難場所、避難経路等の確認を行い、災害時の協力体制を整備します。

防犯においては、地域による自主防犯パトロールの活動に取り組むほか、地域での声かけ・挨拶運動を広げ、犯罪の防止に心がけます。

〔福祉団体・事業者〕の取組み

福祉団体は、見守り活動や相談・支援活動等において、高齢者、障がい者、その他の災害時特に配慮を要する人の情報の把握に努め、災害時には避難の支援に努めます。

福祉事業者は、施設等において災害時の安全確保が十分にとれるよう、避難訓練等を実施する等、防災意識の啓発に努め、非常時においては援護活動に協力するとともに可能な範囲で福祉避難所として協力します。また、防犯については、地域の公共的施設として地域の防犯活動に協力します。

〔社会福祉協議会〕の取組み

悪徳商法による消費生活問題や、身近な生活上の課題（高齢者の健康、地域のバリアフリー、終活問題等）を、社協支部で実施している地域福祉懇談会やふれあい・いきいきサロン等で話題として取り上げ、地域で予防を図るきっかけづくりに取り組みます。

また、災害発生時に、災害支援活動に重要な役割を果たす災害支援団体・行政・関係機関等と連携を図りながら、災害ボランティアセンターを運営します。

◇ 公 助

- (ア) 「習志野市地域防災計画」に基づき、市域における防災・減災に努めます。平常時は、災害発生に備え、避難所の開設・運営に関するマニュアルや高齢者、障がい者、乳幼児その他、災害時に配慮を要する人の避難支援に関するマニュアルを整備し、地域と共有します。併せて、防災活動の担い手の中心である自主防災組織の拡充と強化に取り組みます。
- (イ) 災害による火災や倒壊により住宅を失った市民に対し、水、食糧、避難所で一時的に生活するための生活必需品を、速やかに供給支援できるような体制の整備に取り組みます。また、災害時に利用できる簡易式オストメイト対応トイレの配備を推進します。
- (ウ) 災害時に避難する際、支援が必要な高齢者や障がい者を対象にした「避難行動要支援者名簿」を作成し、市と民生委員・児童委員、高齢者相談員、消防団で共有し、平常時の見守りに活用することで、災害が起きた時に、避難支援や安否の確認等が円滑に行えるよう、「災害時避難行動要支援者支援実施要綱」に基づき支援体制の整備を図ります。
- (エ) 災害発生時の迅速な情報伝達のため、防災行政無線、市ホームページ、緊急情報サービス「ならしの」、習志野市公式ツイッター等複数の情報伝達手段を整備しています。特に、防災行政無線の難聴地域や聴覚障がい者の対策として有効な緊急情報サービス「ならしの」の理解浸透を図り、登録者数の増加促進に努めます。
- (オ) 市民、事業者、警察、市等が情報を共有化し、町会・自治会等、関係機関・団体等との連携強化を図り、地域ぐるみの防犯体制を充実させ、市民一人ひとりの防犯意識の向上に努めます。
- (カ) 児童・生徒の緊急避難場所を確保し、不審者出没の抑止力とするため、「子ども110番の家」の推進を図るとともに、子どもたちが自分の身を守るためにどうしたらよいかを考え、行動できるように、防犯教育に取り組みます。また、職員による青色回転灯付き防犯パトロール車によるパトロールを実施し、子どもたちの帰宅時間帯の安全確保に努めます。
- (キ) 犯罪防止のため、町会・自治会等、警察等と連携し、地域の防犯パトロールの強化に取り組むほか、自主・自立の防犯対策や青少年の健全育成を目的とした青少年防犯ボランティア「キラット・ジュニア防犯隊」の活動支援に取り組みます。
- (ク) 悪質商法及び消費者トラブルに対し日常から注意を喚起し、消費生活相談につなげ、被害の未然防止や早期解決に取り組みます。また、市の多重債務問題対策庁内連絡会や庁内ネットワーク等により、消費者問題の解決に向けての組織間の連携及び支援体制の充実に取り組みます。

第 3 節 施設と生活のバリアフリー化

現状と課題

地域福祉推進のためには、住み続ける地域で、誰もが安心して社会生活をおくっていただけることが大切です。その中で、暮らす上での環境が人にやさしい配慮がなされているまちづくりが求められています。

そこで、本市ではこれまで交通バリアフリー基本構想に基づき、ユニバーサルデザインを基本としたバリアフリー化を推進し、公共交通を利用した移動の安全性・利便性を向上させるため、JR津田沼駅・新京成新津田沼駅周辺地区と京成津田沼駅周辺地区を重点整備地区として決めました。そして各事業者と共に旅客施設(駅等)や車両、道路、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に取り組んでまいりました。

また、誰もが安心して市民生活が送れるよう、商業施設のバリアフリー化の促進や駅前放置自転車の撤去等、公共の場や多くの市民が利用する地域のバリアフリー化に努めました。

さらに、公共交通の空白地区の解消や、市民の移動の利便性向上のために公共交通網の補完のためのコミュニティバス「ハッピーバス」を運行しました。

しかし、これまでのバリアフリー化は、交通バリアフリー基本構想に基づく整備対象箇所以外の施設は、その施設の判断で対応するものでした。さらなる高齢化への対応や障がい者を含めたすべての人の社会参加等への対応に向けて、バリアフリー・ユニバーサルデザインの観点を踏まえた「生活空間」におけるバリアフリー化の推進を目指し、移動交通支援や適切な整備等の配慮が求められています。

また、これからの時代には、施設や道路整備等といった従来の生活環境の整備だけではなく、市民同士の生活の様々な場面での支えあい、助けあいの意識や行動の促進といった「ソフト」、「心」のバリアフリーも求められています。

市民一人ひとりが、互いを理解し、尊重し、支えあうことのできる包容力と、やさしさのある「心」を醸成し、持ち続けることが、地域福祉の推進にとって重要な課題となります。

そして、その「心」を生かして、社会生活上で発生する様々な物や事、気持ちの「バリア」を市民自ら取り除いていくことも、市民が身近で取り組むことのできる福祉活動でもありません。

施策の基本的な方向性

本市では、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の趣旨に基づいて、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた、人にやさしいまちづくりを推進します。

そして本市バリアフリー方針を示すため、バリアフリー基本構想を市民参画のもとで策定し、段階的・継続的にバリアフリー整備を推進します。

整備にあたっては、公共交通機関、建築物のバリアフリー化を推進するとともに、高齢者・障がい者等が日常的に利用する施設が集中する駅を中心とした地域等において、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進することにより、高齢者、障がい者、妊産婦、けが人等の移動や施設利用の利便性、安全性の向上を図ります。

また、移動交通面では、コミュニティバス導入後の残された公共交通空白・不便地区等において、地域公共交通の確保が求められていることから、新たな地域公共交通の実証運行に着手したところであり、今後、本格運行に移行できるか見極めていきます。また、残る公共交通空白・不便地区等においては、まちづくりとの整合性を図り、必要に応じて新たな地域公共交通の導入を検討していきます。

一方で、市民の「心」の育成を目指して、バリアフリーの精神や人によって異なる「バリア」に対する周知啓発に取り組むとともに、市民が日頃から地域の「バリア」に目を向けることで、共助の大切さについて意識することができるよう、市民意識の向上を図ります。

本市では、ハード整備とソフト支援に取り組み、誰もが安心して暮らせる「バリア」のない地域社会の構築を目指します。

市民協働による取り組み

◇ 自 助

- [市 民] の 取 組 み -

利用しづらい公共施設等があった場合、行政等に対して改善のための意見・要望を伝える等、生活しやすい環境を求めています。また、誰か困っている人がいたら、できる範囲で手助けをし、困るようなことが起きないように気を配ります。

「ハッピーバス」等の公共交通機関や移動に関する福祉サービス等を積極的に利用し、外出に心がけます。

◇ 共 助

- [地 域] の 取 組 み -

バリアフリーという視点で地域の状況を確認し、課題についての対応、行政や関係機関へ申し入れを行う等、生活環境のバリアフリー化に取り組めます。

また、違法駐輪や違法駐車、歩道をふさぐ障害物等、移動・交通を阻害するものに対し、地域で声をあげて、防ぐ努力をします。

生活する上で便利な地域情報を提供し、困っている人がいたら声をかける等、小さな心配りをすることで生活上の「障がい」がなくなることを意識し、お互い助けあう地域をつくるような活動をします。

〔福祉団体・事業者〕の取組み

外出支援に取り組む団体は、外出支援のニーズを把握し、サービスが必要な利用者が必要な時にサービスが受けられるよう、他団体との連携した活動に取り組みます。

事業者は「バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）」、「習志野市障がい者基本計画」、「習志野市障がい福祉計画」、策定予定の「習志野市バリアフリー基本構想」に則して、やさしいまちづくりへの理解・協力を努めます。

また、外出支援のための移送ボランティア等のニーズを把握し、活動内容の検討に努めるほか、サービス利用者等の居宅内外での暮らしがより安全・快適になるよう、日頃から危険箇所やバリアのチェックを行い、その人にあった助言を行います。

〔社会福祉協議会〕の取組み

当事者の生の声を届ける福祉の出前講座や疑似体験等、当事者に寄り添い支えるための福祉体験の実施を通して、すべての人々にバリアフリーに対する理解を広めていきます。また、公共交通機関で移動が困難な人の社会への参加を促進するため、福祉車輛の貸出しや運転ボランティアの紹介等を行います。

◇ 公 助

- (ア) 駅や公共施設の新設、増改築等を行う場合は、視覚障がい者誘導ブロック、点字案内、オストメイト対応の多目的トイレ、手すり、エレベーター等の設備を設置していくよう、関係機関の協力を得ながら促進します。
- (イ) 民間事業者に対しては、移動等円滑化基準、千葉県福祉のまちづくり条例、ユニバーサルデザインの取組み等を周知し、高齢者、障がい者、訪日外国人へ配慮した取組みが一層促進されるよう普及啓発活動に取り組みます。
- (ウ) 通院や買い物等日常生活に必要な交通手段の確保と経済的負担を軽減するため、タクシー運賃の一部助成として、タクシー券を交付し、ひとり暮らし高齢者、障がい者等の外出の促進に取り組みます。
- (エ) 駅及びその周辺地区や主要な生活施設等への移動の利便性の向上を図るため、まちづくりとの整合性を踏まえ、地域の状況に合わせた対策を推進します。また、「ハッピーバス」を、今後も継続して運行できるように、利用者の増加に向けた一層の周知やサービスの充実についてバス事業者と連携を図りながら、効率的な運行を推進します。
- (オ) 市広報紙、市ホームページ等を利用して放置自転車及び路上放置物防止のための啓発活動を推進するほか、放置自転車の定期的な撤去を実施し、効果的な対策を講ずることで放置自転車台数の削減に取り組みます。
また、路上放置物パトロールを強化するほか、車イス利用者用駐車場の適正な利用及び点字ブロック上の障がい物の除去等に関する市民への意識啓発に取り組みます。

- (カ) 生活の中で障がい者、高齢者、小さいお子さん連れ等が必要とする配慮を周知するとともに、一人ひとりのできる範囲で、適切な配慮ができるよう啓発します。

習志野市の福祉資源

ハッピーバス

本市では、市内における公共交通空白・不便地区等の解消や、高齢者や乳児を抱えたお母さんなどの利便性向上のために、コミュニティバス（公募愛称「ハッピーバス」）の運行を行っています。

「ハッピーバス」は、ベビーカー用のバンドや車いす用のスロープ等のバリアフリーに配慮し、子どもから高齢者までが安心して利用できるようになっているほか、通常のバスと異なって、乗客同士がコミュニケーションを図りやすい構造になっています。

詳しい問合せは、**都市整備部 都市計画課**まで

基本目標 4 とともに生きる社会を推進する担い手が育つまち

第 1 節 地域福祉を推進する人材の育成

現状と課題

地域福祉推進のためには、その主体的役割を担う市民一人ひとりの協力はもちろん、その中においても主導的な役割を果たせる市民の存在が大切です。

個々の活動では補えない福祉課題に対して、共助によって取り組む町会・自治会等をはじめ、福祉団体・事業者は、本市の地域福祉をより一層推進させていくため、積極的に活動しています。また、積極的に地域福祉のリーダーとして活動している団体の活動を理解し、協力する多くの市民の存在もあります。

本市においては、民生委員・児童委員等の制度ボランティアの活動は、地域福祉を推進する上で重要な役割を担っています。新たな福祉人材の育成支援としても、「習志野市民カレッジ」や「まちづくり出前講座」等を通して、活動を担う人材の発掘・育成、その後の活動の支援・促進に取り組んできました。

しかし近年、地域や福祉団体における福祉活動において、担い手の固定化や高齢化、若い世代への活動の広がり不足等の課題が挙げられており、各団体においても、加入率の低下や活動の後継者不足等、組織運営に必要な人材不足が懸念されています。

地域福祉を推進していくために、その推進役を担う福祉人材の存在は大変重要です。多くの市民が地域福祉を担う主体となり、活発な活動ができるよう、人材の発掘・育成、団体活動の活性化を図らなければなりません。

施策の基本的な方向性

本市の市民の多くが、社会参加の意向や市民協働意識が強いものの、具体的な活動を始めるまでには至っていません。

このような市民は、本市の地域福祉にとって貴重な存在であり、潜在的な福祉人材でもあります。

そこで、様々な団体が開催する活動や催しの一層の周知に努め、地域福祉を推進する必要性を啓発し、市民の活動意識の掘り起こしを図ります。

また、活動に取り組もうとする市民が、自らのこれまでの社会経験、能力、知識を活用できるよう、多種多様な活動を紹介し、自信をもって参加できる環境を整えます。

将来、地域において多くの市民が、「主導的な役割を果たせる市民」、その活動を「支える市民」として、主体性を持って活動するまちになるよう、社会福祉協議会をはじめ、町会・自治会等や福祉団体・事業者と連携を図り、活動の重要性の周知と人材の発掘、育成、支援に取り組めます。

さらに、各団体同士の連携やネットワーク化によって、活動を活発化させることにより、本市の地域福祉活動全体の活性化を図ります。

市民協働による取組み

◇ 自 助

〔 市 民 〕の取組み

町会・自治会等の行事、公民館の講座、地域のおまつり等の様々な活動の中から、自分に合った活動へ参加する意識をもちます。併せて、地域で活動するリーダーへの理解を深め、協力するよう努めます。

◇ 共 助

〔 地 域 〕の取組み

地域を主導するリーダーの輩出へつながるように、地域や組織が支え合って活発な活動を続けます。また、年齢や性別に関係なく地域活動に参画しやすい組織をつくり、若い人材の新しい発想や高齢者の豊富な経験等を運営に反映させます。

〔福祉団体・事業者〕の取組み

福祉団体は、これからもますます活動が必要とされる団体であることを視野に入れ、新たな活動への協力者・参加者を発掘するとともに、経験や知識をもって新しく活動に加わった人を指導する等、人材育成に努めます。

福祉事業者は、専門的知識とその事業内容を活用し、積極的にまちづくりに参画するとともに、市民や地域に対し、地域福祉活動の理解につなげるきっかけづくりに努めます。

〔社会福祉協議会〕の取組み

社協支部をはじめとする地域福祉活動を推進する人材を育成するため、福祉教育の推進や各種イベント、講座を通じて、地域住民の福祉意識の向上に取り組みます。

◇ 公 助

- (ア) 町会・自治会等、福祉団体等の活動を支援するとともに、様々な事業や講座を通じて積極的に活動を周知し、活動の参加者の増加を図り、人材の発掘に取り組みます。
- (イ) ボランティア人材の育成・支援等のため、市民カレッジを中心に、福祉人材の地域への還元に取り組むとともに、社会福祉協議会と連携し、養成講座等の周知・啓発事業等に協力し、専門的ボランティアの育成を支援します。
- (ウ) 成年後見制度の利用が必要な人に対して、きめ細やかな支援を担う市民後見人の育成に取り組みます。

- (工) 平成 23 (2011) 年に改正された障害者基本法で、手話が言語と規定されたことから、利用ニーズの高まりに応じるため、手話奉仕員や要約筆記奉仕員の増員に取り組みます。
- (オ) 子育て支援のニーズが高まっていることから、地域の高齢者や子育て経験者をはじめ、子育て支援に関心のある市民を対象に子育て講座を実施し、地域での子育て意識の醸成に取り組みます。
- (カ) 地域における子育て支援をさらに推進していくため、子育て支援に関わっている団体等と情報交換や問題点・課題を共有し、連携を図りながら、地域における子育て支援をさらに推進します。

習志野市の福祉資源

習志野市民カレッジ

「習志野市民カレッジ」とは、「習志野市が、習志野市を素材とし、習志野市のために具体的に寄与する、習志野市民の学舎（まなびや）を提供する」取り組みです。

市内在住・在勤・在学の成人を対象に、2 か年を通して、地域学としての「習志野学」や卒業後の地域活動への参加をめざし、自らに合ったテーマについて学習します。

平成 25 年度現在、17 期生まで（延べ 1,185 人）が卒業し、それぞれの居住地域を中心とした地域活動を展開、また、卒業生や同期生間での連携が図られており、「習志野市民カレッジ」は、共に学び行動する仲間づくりと、生涯を通じた学習活動を支援する場となっています。

詳しい問合せは、生涯学習部 社会教育課まで

第 2 節 福祉意識の周知・啓発の推進

現状と課題

地域福祉の推進は、日常的な市民生活に最も関わりがありながらも、日常では意識がされにくい「福祉」について、市民一人ひとりが考え、理解し、自らの普段の生活に生かしていくことで、さらに広がります。

各団体では、広報紙等による福祉意識啓発のための周知を図っているほか、「習志野市福祉ふれあいまつり」や季節のおまつり、バザーといった行事・イベントを通じた福祉にふれあう機会の提供、障がい者地域共生協議会の広報紙「ならたく」の創刊等、専門分野の周知啓発を図った活動に取り組み、地域とのつながりにも努めています。

このような福祉活動は、町会・自治会等、福祉団体・事業所、社協支部と様々な団体において進められています。しかし、ともに支えあおうという福祉意識とその行動は、都市化、生活様式の多様化による相互扶助機能の低下により不十分な状況にあり、人々が抱える問題の深刻化・複雑化を背景として、これからますます必要とされます。

また、新しい意識を芽生えさせるための啓発には、日常の市民生活に浸透した息の長い取り組みが必要となります。

そこで、お互いに支えあい、助けあうという住民相互のつながりを大切にした「福祉」を意識した地域社会づくりに向けて、ふれあい、実践、体験といった福祉に接する機会を地道に創出・提供することが大切です。

施策の基本的な方向性

本市では、市民一人ひとりへの福祉意識の周知啓発を図るため、各種広報施策を引き続き推進します。加えて、地域福祉の意識を認識し、行動につなげられる人が一人でも育つには、福祉活動を経験する機会が大切だと考えます。

子どもの頃から福祉を身近に感じることは福祉意識を持つだけでなく、将来の地域福祉の充実を見据える上でも重要であることから、実践を伴う福祉教育の充実、ボランティア体験の機会の提供に取り組みます。

本市には、長年地域福祉活動を実践している福祉資源である団体がたくさんあります。地域、福祉団体・事業者、社会福祉協議会の活動を支援するとともに、より多くの市民が活動を理解し、新しい活動のきっかけや認識を持つ機会になるよう活動を紹介します。

社会で生活し、人と接する普通の行動が、地域福祉活動に繋がっていることは少なくありません。それを意識することによって、さらに福祉意識が浸透し、自然にお互い支えあい、誰もが特別な人ではなく、社会の中でともに生きる一員として生活できる地域づくりを推進します。

市民協働による取組み

◇ 自 助

〔 市 民 〕の 取 組 み

行政をはじめ、社会福祉協議会、福祉団体等が開催する福祉講座・行事等に積極的に参加し、「福祉」を意識する経験の機会をもつよう努めます。また、生活上の支障について社会に発信することによって、社会をより良くするきっかけづくりとします。

◇ 共 助

〔 地 域 〕の 取 組 み

地域の問題を明らかにし、連帯・連携して解決方法を探すような活動を進めます。また、地域の活動が福祉につながる、ということの理解が広まるよう、周知に努めます。

〔福祉団体・事業者〕の 取 組 み

福祉団体は、「習志野市福祉ふれあいまつり」や「市民まつり習志野きらっと」をはじめ、地域行事等への参加・出展を通し、市民へ活動の周知等を図り、福祉意識の啓発に努めます。

また、地域での活動を通すことで、市民の福祉意識が芽生えていくよう、地域活動の積極的な推進に努めます。

福祉事業者は、市民が地域の中で最も直接的に「福祉」を感じる福祉資源であることから、地域に開かれた施設運営に努め、地域の理解や協力、または近隣住民が「福祉」を経験できる場となるよう、地域に根差した運営に努めます。

〔社会福祉協議会〕の 取 組 み

地域住民が、地域福祉活動に関心を持ち、積極的に参加できるよう、以下のとおり福祉意識の啓発に取り組みます。

- ・社協支部が実施している様々な活動への参加・協力の促進
- ・当事者の生の声を届ける福祉の出前講座の開催
- ・擬似体験をきっかけとした、当事者に寄り添い、支えるための福祉体験の実施
- ・市内各所で行われているボランティア活動の情報提供
- ・広報紙「ふくし習志野」やホームページを用いた地域福祉に関する取組みや身近な活動事例の周知

◇ 公 助

(ア) 様々な施策の中で、ソーシャル・インクルージョンを意識した取組みを推進します。

(イ) 障がいに対する正しい理解を深める一助として、市民ニーズと福祉の現状に合った「障がい者啓発講座」の質の向上に取り組みます。また、「まちづくり出前講座」や市民カレッジにおける福祉関係講座では、福祉サービス及び制度の案内に加えて、障がいに対する

市民理解を促進する内容を強化します。

- (ウ) 小中学校における福祉学習を一層充実させ、障がい及び障がいのある人に対する理解を促進します。また障がいのある人及び障がい者団体との調整を図り、福祉教育の現場に障がいのある人が参加することで一層高い効果が得られるよう学習活動を支援していきます。
- (エ) 障がいのある子もいない子も共に、よりよい環境で保育、教育が受けられるように、保育所、幼稚園、こども園、学校の環境と体制づくりに引き続き取り組みます。
- (オ) 市民が認知症を正しく理解し、自分のできる範囲で認知症の人や家族を温かく見守る応援者（認知症サポーター）となるための「認知症サポーター養成講座」を広く実施します。
- (カ) 人権啓発パンフレットの配布や人権擁護委員の人権啓発活動を支援し、互いを思いやることのできる市民像の実現に取り組みます。
- (キ) 仕事と生活の調和を図り、育児や介護等の個々の生活ニーズに即した働き方ができるよう、育児・介護休業制度の導入や職場環境の整備等、事業者の取り組みの促進を図るとともに、勤労者への周知に取り組みます。
- (ク) 各種施策や窓口等の対応において、配慮が必要な人への適切な配慮ができるよう職員の研修に取り組みます。

習志野市の福祉資源

広報紙「ならたく」（「ならしの」×「はたらく」）

地域における障がい福祉に関する関係者の連携及び支援の体制に関する協議を行う「習志野市障がい者地域共生協議会」では、地域や市民の障がい福祉への理解を深めていくため、広報等の在り方について議論・検討を行っています。

平成 25 年度には、就労支援部会として、障がい者雇用について広く周知を図るため、商工会議所と連携しつつ、広報紙「ならたく」を創刊し、年 3 回の新たな福祉意識の啓発・周知の推進に取り組んでいます。

詳しい問合せは、**保健福祉部 障がい福祉課**まで

パブリックコメント用 習志野市地域福祉計画（案）
実施期間 平成 26 年 1 月 6 日～平成 26 年 2 月 5 日

資 料

- 1 習志野市福祉問題審議会
- 2 習志野市地域福祉計画策定市民検討委員会
- 3 習志野市地域福祉計画策定庁内検討委員会
習志野市地域福祉計画策定作業部会
- 4 社会福祉法（抜粋）

パブリックコメント用 習志野市地域福祉計画（案）
実施期間 平成 26 年 1 月 6 日～平成 26 年 2 月 5 日

1 習志野市福祉問題審議会

(1) 審議会設置条例

(設置)

第1条 本市に地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、習志野市福祉問題審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(職務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、本市の福祉に関する基本的かつ総合的な施策に関する事項を調査審議する。

(組織等)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市内の福祉関係団体等を代表する者
- (2) 知識経験を有する者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、福祉を所管する部において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（昭和54年7月1日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年12月26日条例第20号）抄

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

（2）委員名簿

（名簿順）

氏名	委嘱区分	所属・職名	備考
海 寶 嘉 胤	第1号 福祉関係団体代表者	社会福祉協議会会長	会長
田 所 喜美子		赤十字奉仕団委員長	
平 野 了 照		あじさいクラブ連合会会長	
高 橋 君 枝		民生委員児童委員協議会会長	
山 田 基 子		高齢者相談員協議会会長	
堀 部 和 夫	第2号 学識経験者	知識経験を有する者(医師会長)	副会長
唐 澤 篤 子		知識経験を有する者	
池 田 浩 明		知識経験を有する者	
加 藤 美 恵 子		知識経験を有する者	
伊 藤 奈 津 子		知識経験を有する者	

（3）検討経過

日程	会議名・議事
平成25年4月19日 於：仮庁舎3階 大会議室	平成25年度第1回福祉問題審議会 ・基本理念・基本目標(案)について
平成25年11月12日 於：仮庁舎3階 大会議室	平成25年度第3回福祉問題審議会 ・域福祉計画(素案)の策定経過について
平成25年12月18日 於：仮庁舎3階 大会議室	平成25年度第4回福祉問題審議会 ・地域福祉計画(パブリックコメント案)について
平成26年2月13日 於：	平成25年度第5回福祉問題審議会 ・地域福祉計画(案)について(諮問)

2 習志野市地域福祉計画策定市民検討委員会

(1) 委員会設置要領

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に基づく市町村地域福祉計画を策定するため、習志野市地域福祉計画策定市民検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、習志野市地域福祉計画の策定に関することについて協議及び検討する。

(組織等)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地域住民
- (2) 福祉保健医療関係者
- (3) 関係団体の代表者又はその推薦を受けた者
- (4) 学識経験者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を各1名置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、又は資料の提出を求めることができる。

(設置期間)

第6条 委員会の設置期間は、習志野市地域福祉計画の策定完了までとする。ただし、委員長が必要と認めるときは、設置期間を延長することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉調整課において処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年4月16日から施行する。

（２）委員名簿

（名簿順）

氏名	委嘱区分	所属・職名	備考
高橋 勝	第1号 地域住民	連合町会連絡協議会	
石谷 連		連合町会連絡協議会	
小川 誠治	第2号 福祉保健医療関係者	介護相談員	副委員長
内山 澄子		障がい者自立支援協議会	
手塚 勝子		母子保健推進員	
広瀬 淳一	第3号 関係団体	社会福祉協議会	
前田 芳弘		民生委員児童委員協議会	
國島 弘	第4号 学識経験者	(社福)あひるの会	
川上 昌子		淑徳大学名誉教授	委員長

（３）検討経過

日程	会議名・議事
平成25年6月20日 於：仮庁舎3階 大会議室	第1回習志野市地域福祉計画策定市民検討委員会 ・会議の公開等について ・地域福祉計画の概要について ・今後のスケジュール等について ・基本理念・基本目標(案)について ・その他
平成25年8月1日 於：仮庁舎3階 大会議室	第2回習志野市地域福祉計画策定市民検討委員会 ・地域福祉計画素案について ・基本施策ごとの取組みについて ・その他
平成25年8月26日 於：仮庁舎3階 大会議室	第3回習志野市地域福祉計画策定市民検討委員会 ・地域福祉計画素案について ・基本施策ごとの取組みについて ・その他
平成25年10月3日 於：消防庁舎4階 会議室	第4回習志野市地域福祉計画策定市民検討委員会 ・地域福祉計画素案について ・各論について ・その他
平成25年10月31日 於：仮庁舎3階 大会議室	第5回習志野市地域福祉計画策定市民検討委員会 ・地域福祉計画素案について ・その他

3 習志野市地域福祉計画策定庁内検討委員会、作業部会

習志野市地域福祉計画策定庁内検討委員会設置要領

（設置）

第1条 本市の地域福祉計画を策定するにあたり、骨子案の作成及び庁内における調整を円滑に進めることを目的として、習志野市地域福祉計画策定庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1） 習志野市地域福祉計画の骨子案に関すること。
- （2） 習志野市地域福祉計画の庁内の調整に関すること。
- （3） その他習志野市地域福祉計画策定において必要な事項に関すること。

（組織等）

第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は保健福祉部長とし、副委員長は保健福祉部次長とする。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

（会議）

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事のうち議決を要するものについては、出席した委員の過半数の賛成で決定しなければならない。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員を会議に出席させ、又は資料の提出を要求することができる。

（作業部会）

第5条 第2条に掲げる事務の処理のため、委員会にその補助機関として、習志野市地域福祉計画策定作業部会を置く。

- 2 習志野市地域福祉計画策定作業部会の設置に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

（設置期間）

第6条 委員会の設置期間は平成26年3月31日までとする。ただし、委員長が必要と認めるときは、設置期間を延長することができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、保健福祉調整課において処理する。

（委任）

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

附 則

この要領は、平成25年1月7日から施行する。

習志野市地域福祉計画策定作業部会設置要領

（設置）

第1条 習志野市地域福祉計画策定庁内検討委員会設置要領第5条第1項の規定に基づき、習志野市地域福祉計画策定作業部会（以下「作業部会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 作業部会の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1） 習志野市地域福祉計画の骨子案に関すること。
- （2） 習志野市地域福祉計画の庁内の調整に関すること。
- （3） その他習志野市地域福祉計画策定庁内検討委員会の指示に基づくこと。

（組織等）

第3条 作業部会は、別表に掲げる課の係長相当職の職員をもって組織する。

- 2 作業部会に部会長及び副部会長を置く。
- 3 部会長は保健福祉部次長とし、副部会長は保健福祉調整課長とする。
- 4 部会長は、会務を総理し、作業部会を代表する。
- 5 副部会長は、副部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、副部会長がその職務を代理する。

（会議）

第4条 作業部会の会議は、部会長が招集し、部会長が会議の議長となる。

- 2 作業部会は、部会員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事のうち議決を要するものについては、出席した部会員の過半数の賛成で決定しなければならない。
- 4 部会長は、必要があると認めるときは、関係職員を会議に出席させ、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第5条 作業部会の庶務は、保健福祉調整課において処理する。

（委任）

第6条 この要領に定めるもののほか、作業部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会員に諮って定める。

附 則

この要領は、平成25年1月7日から施行する。

4 社会福祉法（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まつて、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

（地域福祉の推進）

第四条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第七十条 市町村は、地方自治法第二条第四項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を広報するものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

（都道府県地域福祉支援計画）

第七十一条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 一 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- 二 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 三 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第百九条 市町村社会福祉協議会は、1 または同一府県内の2 以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業または更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業または更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

習志野市地域福祉計画 (平成 26 年度～平成 31 年度)

発行年月: 平成 26 年 3 月

発行・編集: 習志野市保健福祉部保健福祉調整課

所在地: 〒275-8601 千葉県習志野市鷺沼 1 丁目 1 番 1 号

電話: 047 (451) 1151 (代表)

ファクス: 047 (453) 9309

E-mail: hohutyo@city.narashino.lg.jp

ホームページ: <http://www.city.narashino.lg.jp>